

# 合志市自治基本条例 推進アクションプラン

(平成23年度～平成27年度)

進行管理：平成27年3月

## 合志市自治基本条例推進アクションプラン策定の趣旨

平成22年4月1日に合志市の自治の基本理念やそれを実現するための諸制度を定めた「合志市自治基本条例」が施行されました。また、平成23年2月4日には、この自治基本条例の運用状況を確認し、参画および協働によるまちづくりに関することについて調査、審議することを目的とした「合志市自治基本条例推進委員会」が設置されました。

このような中、今後この自治基本条例を着実に推進していくことを目的として、条例に基づいて取り組むべき内容及びそのスケジュールをまとめたアクションプランを策定しました。

このアクションプランは、自治基本条例に規定された事項を具現化するためのものであり、毎年進行管理を行なっていきます。

## 目 次

1.	条例の位置づけ（第2条関係）	1
2.	市議会の責務（第9条関係）	4
3.	市の執行機関の責務（第11条関係）	7
4.	総合計画（第15条関係）	11
5.	組織づくり（第16条関係）	13
6.	総合的な行政サービス（第17条関係）	16
7.	情報共有及び説明責任（第18条関係）	19
8.	個人情報保護（第19条関係）	21
9.	市民の要望の取扱い（第20条関係）	25
10.	行政手続（第21条関係）	28
11.	公益通報（第22条関係）	30
12.	行政評価（第23条関係）	32
13.	財政運営及び公表（第24条関係）	37
14.	参画及び協働の原則（第25条関係）	42
15.	参画機会の充実（第26条関係）	44
16.	審議会等への参画（第27条関係）	47
17.	コミュニティ活動（第30条関係）	50
18.	合志市自治基本条例推進委員会の設置等（第31条関係）	53
19.	自治基本条例の周知・啓発	55

# 1. 条例の位置づけ(第2条関係)

条 文	解 説
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 市民の参画と協働によりつくられたこの条例は、本市の自治についての最高規範であり、他の条例、規則等は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとします。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、他の条例、規則等の制定、改廃及び各種行政計画等の策定及び見直しに当たっては、この条例に定める事項との整合を図り、体系的に整備するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例は「自治の基本事項」を定めた市の最高規範であり、国の憲法に相当するものであることを示しています。</li> <li>・この条例は、市民で組織した自治基本条例検討懇話会が条文を練り、市民検討会で補強し、市長へ提言された草案を、行政で更に検討後、議会へ提案し、議会が審議・議決して制定されました。このことを「市民の参画と協働によりつくられた条例」と表現しています。</li> <li>・他の条例等の制定、改定や各種行政計画の策定・見直しにあたっては、最高規範である自治基本条例を尊重することを定めています。</li> <li>・最高規範である自治基本条例を基に、個別条例は体系的に(序列化を考慮し)整備するよう努め、必要であれば分野における上位の基本条例を制定することを示しています。</li> </ul>

担当課	総務課	関係課	全課		
現 状	① 自治基本条例については、職員説明会やシンポジウム開催などにより周知を図ってきました。日常業務レベルにおいて、自治基本条例を意識している職員は、少ないように見受けられます。				
課 題	① 自治基本条例の制定については職員全員が知っていますが、各条文についての理解を更に深めていく必要性があります。				
今後の取り組み	<p>① 自治基本条例の内容は、職員として当然心がけるべきことであり、折に触れて注意を喚起し、認識の向上を図るよう努めます。具体的には、会議での発言や資料配布、新着情報での職員周知、総務課での例規関係合議の際などに自治基本条例の条文を引用することなどとなります。</p> <p>② 起案文書様式に自治基本条例についてのチェック項目を設けるなど、自治基本条例を意識した業務改善を行ないます。</p>				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
	職員に対する周知啓発(随時)・業務改善実施				
取り組み状況(平成24年9月)	<p>① 各課で作成し、起案した条例、規則、要項等が総務課に合議されてきた際に、法制執務関係の中で、自治基本条例との整合性を図りながら、条文の精査を行なっています。</p> <p>② 起案文書項目については、他市町の把握を行ないながら、チェック項目等のあり方を検討しています。(上記①の条例等に関しては合議の際に総務課でのチェックが出来ているが、その他の起案については、総務課への合議がなく、チェックが出来ないため、検討が必要)</p>				
取り組み状況(平成25年3月)	<p>① 引き続き各課で作成し、起案した条例、規則、要項等が総務課に合議されてきた際に、法制執務関係の中で、自治基本条例との整合性を図りながら、条文の精査を行なっています。</p> <p>② 起案文書に限らず各種文書について、自治基本条例との整合性を確認するため、チェックシートにより各所属長がチェックを行なう方法が効率的な確認であり、職員への周知も図られると考え、内容等も含め現在検討中です。</p>				
取り組み状況(平成25年9月)	<p>① 引き続き各課で作成し、起案した条例、規則、要項等が総務課に合議されてきた際に、法制執務関係の中で、自治基本条例との整合性を図りながら、条文の精査を行なっています。</p> <p>② 起案文書については、チェックシートに自治基本条例との整合性確認欄を設け、庁内周知を行なうとともに、その他各種文書についても、整合性確認の周知を行なう予定です。</p>				

<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 引き続き各課で作成し、起案した条例、規則、要項等が総務課に合議されてきた際に、法制執務関係の中で、自治基本条例との整合性を図りながら、条文の精査を行なっています。</p> <p>② 起案文書については、チェックシートに自治基本条例との整合性確認欄を設け、庁内周知を行なうとともに、その他各種文書についても、整合性確認の周知を行ない、自治基本条例を意識した業務改善を進めていきます。</p>
<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 引き続き各課で作成し、起案した条例、規則、要項等が総務課に合議されてきた際に、法制執務関係の中で、自治基本条例との整合性を図りながら、条文の精査を行なっています。 また、新規採用職員研修でも研修を実施しました。</p> <p>② 起案文書については、チェックシートに自治基本条例との整合性確認欄を設けるなど、庁内周知を行なうとともに、その他各種文書についても、整合性確認の周知を行ない、自治基本条例を意識した業務改善を進めていきます。</p>
<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 引き続き各課で作成し、起案した条例、規則、要項等が総務課に合議されてきた際に、法制執務関係の中で、自治基本条例との整合性を図りながら、条文の精査を行なっています。 また、新規採用職員研修でも研修を実施しました。</p> <p>② 起案文書については、チェックシートに自治基本条例との整合性確認欄を設けるなど、平成27年度から庁内周知を行なうとともに、その他各種文書についても、整合性確認の周知を行ない、自治基本条例を意識した業務改善を進めていきます。</p>

起案用紙

起案年月日	H26・〇・〇	決裁年月日	・	施行年月日	・
決裁区分	市長(甲) 部長(丙)	副市長(乙) 課長(丁)	情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 非開示 部分・非開示の理由(条例第6条) 1 法令秘 5 協力関係 2 個人情報 6 意思形成過程 3 法人情報 7 事務執行関係 4 犯罪等 8 条件提供 自治基本条例との整合性 <input type="checkbox"/> 18条関係 1 HP 2 広報 3 ツイッター 4 その他( ) <input type="checkbox"/> 26条関係 1 パブリックコメント 2 アンケート調査 3 その他( ) <input type="checkbox"/> 27条関係 1 委員の男女構成比 2 公募委員	
文書分類番号	大 中 小 細 4・6・0・1				
保存年限	11 10 <input checked="" type="checkbox"/> 5 3 1				
文書番号	合総第 号				
決裁	市長	主管	課長 課長補佐 主幹 担当 班員		
	副市長		合議	文書規程第28条(法規文書等の審査)に基づき ・条例及び規則は総務部長合議 ・要綱、規程、要領等は総務課長及び総務・男女共同参画班合議	
	部長	取扱い及び施行上の意見、指示(記入者押印)			
あて先	伺い	起案者所属職氏名	総務課総務・男女共同参画班 主幹 飯開輝久雄 (印)	公印 保管者	
件名	〇〇〇〇会議の開催について(伺い)				
このことについて、下記のとおり〇〇〇〇会議を開催してよろしいか伺います。					
なお、決裁のうえは、別紙(案)のとおり送付してよろしいか伺います。					
記					
1	日時 平成23年〇月〇日(〇) 午前10時から正午まで				
2	場所 合志市役所合志庁舎2階大会議室				
3	議題 〇〇〇〇について				
4	費用弁償等 〇,〇〇〇円				
以 上					

裏面(有・無)、資料添付(有・無)

熊 本 県 合 志 市

## 2. 市議会の責務（第9条関係）

条 文	解 説
<p>(市議会の責務)</p> <p>第9条 市議会は、前条の役割を果たすとともに、情報を速やかに公開し、分かりやすく市民に説明することで、開かれた議会運営に努めます。</p>	<p>・第9条は、前条で示された市議会の役割を果たすことが責務であることを明らかにし、情報公開と開かれた議会運営を図ることを責務として表しています。</p> <p>・情報の公開は、市民の市政への参画の前提条件になることから、市議会の活動状況について、情報を速やかに公開し、分かりやすく市民に説明することで、開かれた議会運営に努めることを責務として明記しています。</p>

担当課	議会事務局	関係課			
現 状	<p>① 毎定例会の開会前に「定例会の日程、一般質問の内容」等をホームページに掲載するとともに、両庁舎ほか支所等各公共施設においても掲示を行なっています。また閉会后すぐに審議結果をホームページに掲載しています。</p> <p>② 「議会だより」を年4回発行し、本会議における論議の内容を住民に分かりやすく伝えられるよう努めています。</p> <p>③ 会議録のホームページ掲載を行なっています。</p> <p>④ 本会議のインターネット中継配信(生中継と録画中継)を実施しています。</p> <p>⑤ 議会報告会を実施しています。</p> <p>⑥ 開かれた議会運営に関しては、議会運営委員会を中心に協議しています。</p>				
課 題	<p>① 議会だよりの発行、会議録のホームページ掲載により、本会議の情報公開を行なっていますが、内容の正確性を保つ必要性から、発行・公開に一定の期間を要するため、情報に速報性が無い状況です。</p> <p>② 議会報告会に参加される市民が少ないため、周知方法・開催方法等を検討する必要があります。</p>				
今後の取り組み	<p>① 議会活性化調査研究特別委員会で協議した8項目中、未実施分の検討・協議を継続して行ないます。</p> <p>1. 議会運営、議会審議のあり方</p> <p>2. 費用弁償</p> <p>3. 政務活動費</p> <p>4. 議会基本条例</p> <p>5. 通年議会</p> <p>6. 議会活性化に関すること</p>				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
	特別委員会における研修小委員会による調査・研究		特別委員会による協議	条例制定・改正・予算措置	実施
	特記事項				

<p>取り組み状況 (平成24年9月)</p>	<p>(1) 平成23年6月28日議会活性化調査研究特別委員会を設置し、以下の8項目を4小委員会に分かれて調査・研究し、特別委員会において検討・協議を行っています。本年第3回定例会において、協議結果を報告する予定です。</p> <p>第1小委員会・・・1.議会運営、議会審議のあり方について 2.議員報酬に関すること 第2小委員会・・・3.費用弁償に関すること 4.議会基本条例に関すること 第3小委員会・・・5.政務調査費に関すること 6.通年議会に関すること 第4小委員会・・・7.会派制に関すること 8.議会活性化に関すること（本会議のインターネット中継含む）</p> <p><b>【平成23・24年度取り組み状況】</b> 第1小委員会開催回数・・・・・・7回 第2小委員会開催回数(行政視察研修含む)・・・・7回 第3小委員会開催回数(行政視察研修含む)・・・・12回 第4小委員会開催回数(行政視察研修含む)・・・・4回 特別委員会開催回数・・・・・・14回 特別委員会行政視察研修・・・・1回</p>
<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>(1) 平成23年6月28日より議会活性化調査研究特別委員会において下記項目について検討・協議を行い、本年第3回定例会においてその協議結果を報告。その後、議会活性化調査研究特別委員会は終了しました。 現在は、議会運営委員会を中心にして、決定事項の実現に向け詳細についてを協議しているところです。</p> <p><b>【議会活性化調査研究特別委員会での検討・協議項目】</b> 1.議会運営、議会審議のあり方について 2.議員報酬に関すること 3.費用弁償に関すること 4.議会基本条例に関すること 5.政務調査費に関すること 6.通年議会に関すること 7.会派制に関すること 8.議会活性化に関すること（本会議のインターネット中継含む）</p>
<p>取り組み状況 (平成25年9月)</p>	<p>議会活性化調査研究特別委員会において協議した項目中、以下の項目を実施しました。</p> <p>(1) 議会報告会の実施・・・平成25年5月11日 ヴィーブル 5月18日 御代志市民センター (2) 会派制の導入・・・合志市議会の会派及び各派代表者会に関する要綱(平成25年7月1日施行)を制定し、7月1日より会派結成届の受け付けを開始しました。9月1日現在2会派が届出済みです。 (3) 本会議のインターネット中継配信・・・平成25年9月定例会より「本会議の生中継と録画中継」を実施しました。 (4) 議員同士が活発に議論し、厚みのある審議が必要であるという観点から、平成25年5月1日に4常任委員会を3常任委員会に編成し、1常任委員会減としました。</p>
<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>(1) 議会報告会の実施予定・・・平成26年5月10日 西合志庁舎・須屋市民センター 5月17日 ヴィーブル・泉ヶ丘市民センター (2) 会派制の導入・・・3月1日現在で4会派が届出済みです。 (3) 本会議のインターネット中継配信・・・引き続き「本会議の生中継と録画中継」を実施しています。 (4) 政務活動費についての協議を実施予定です。</p>
<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>(1) 議会報告会の実施・・・平成26年5月10日 西合志庁舎・須屋市民センター 5月17日 ヴィーブル・泉ヶ丘市民センター (2) 会派制の導入・・・9月1日現在で4会派が届出済みです。 会派での勉強会等、実施されています。 (3) 本会議のインターネット中継配信・・・引き続き「本会議の生中継と録画中継」を実施しています。 (4) 議会広報紙「きずな」第33号から、フルカラーページを2ページから6ページに増やし、読みやすくしました。 (5) 政務活動費・費用弁償についての協議を実施予定です。</p>



<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会報告会の実施・・・平成26年5月10日 西合志庁舎・須屋市民センター 5月17日 ヴィーブル・泉ヶ丘市民センター</li> <li>(2) 会派制の導入・・・1月31日現在で4会派が届出済みです。 会派での勉強会等、実施されています。</li> <li>(3) 本会議のインターネット中継配信・・・引き続き「本会議の生中継と録画中継」を実施 しています。</li> <li>(4) 議会広報紙「きずな」の発行日は、区長配布日の変更を協議し、平成27年度から 1週間早めることができました。</li> <li>(5) 政務活動費・費用弁償についての協議を実施予定です。</li> <li>(6) 議員定数を次期改選より21人から19人に改正しました。</li> </ul>
-----------------------------	--

### 3. 市の執行機関の責務（第11条関係）

条 文	解 説
<p>（市の執行機関の責務）</p> <p>第11条 市の執行機関は、すべての業務について、市民の信頼を得られるよう、誠実かつ迅速に対処します。</p> <p>2 市の執行機関は、市民の意見を適確に把握し、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、将来を見据え、安定した財政運営を行います。</p> <p>3 市の執行機関は、市民の権利と責務が実現できるよう、参画の機会を拡充するとともに、市民から出される意見及び提案に対して総合的に検討し、その結果について説明責任を果たします。</p> <p>4 市の執行機関は、本市の目指すべき方向性及びまちづくりの理念を定めて、分かりやすい方法で広く市民に示します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の執行機関が取り扱う全ての業務は、市民から信頼されるに値するものでなければならぬという根本的な原理を責務として定めています。</li> <li>・第2項は、市の執行機関が、将来にわたる安定した財政運営を行うことを責務としています。財政運営については、市の執行機関の責務が重要で、最も大切な部分であるという認識、また地道な取り組みによって成果や改善が求められることから、市の執行機関の責務として定めています。</li> <li>・第3項は、第2章に定める市民の権利と責務が実現できるよう、市の執行機関が対処にあたる姿勢を責務として表しています。</li> <li>・市の執行機関は、市民のまちづくりへの参画機会を拡充するという責務に加え、市民がまちづくりに参画する過程で提出する意見や提案に対して、本条第1項に基づいて対処し、総合的な検討を行い、その結果どう取り扱ったのか、市の考え方を示すことで、市の執行機関の説明責任を果たすことを責務としています。</li> <li>・第4項は、市の執行機関がまちづくりの方向性や理念を定めて市民に示すことを責務として表しています。</li> <li>・第5条第3項の市民の責務を果たしてもらうため、市の執行機関は、まず市のめざすべき方向性やまちづくりの理念を定めて、広く市民に示すことが必要であることから責務として表現しています。</li> <li>・「市のめざすべき方向性やまちづくりの理念」については、地方自治法第2条に基づいて、市の執行機関が総合計画「基本構想、基本計画、実施計画」として策定しますが、策定した方向性や理念について、分かりやすい方法で市民に示すことを、責務としています。</li> <li>・「分かりやすい方法」とは、市のホームページや広報紙、などの手段の活用及び検討に加え、示す際の内容の工夫、また市政座談会や説明会、出前講座などでの直接説明などが考えられます。</li> </ul>

担当課	財政課・企画課	関係課	全課
現 状	<p>① 安定した財政運営を行なうため、平成25年11月に財政計画の見直しを行ない、平成33年までの計画を策定しました。（第2項関係）</p> <p>② 市民の参画機会として、パブリックコメントや市政への提案箱設置を実施し、結果については必要に応じて公表を行なっています。（第3項関係）</p> <p>※第26条「参画機会の充実」の中でも具体的取り組みを記載しています。</p> <p>③ 合志市総合計画（平成20年～平成27年）で「まちづくりの基本理念」を定めています。総合計画については、概要版を作成し全戸配付、市広報紙、市ホームページに掲載しています。（第4項関係）</p> <p>※第23条「行政評価」の中で総合計画の進行管理を行なっています。</p>		
課 題	<p>① 普通交付税について、合併から10年経過する平成28年度交付分から、段階的緩和期間（5年間）で徐々に減額され、その後一本算定となる見込です。（一本算定後、年間3～4億程度の減額）そのため歳入の増加、歳出の抑制が課題です。（第2項関係）</p> <p>② 社会保障費、特に扶助費等の増加による財政の硬直化が懸念されます。（第2項関係）</p> <p>③ 公共施設の老朽化等により改修費用等の増大が予想される中、財源の確保が課題です。（第2項関係）</p> <p>④ 市政への提案箱設置では、具体的な提案がない状況です。（第3項関係）</p>		

今後の取り組み	① 財政計画及び普通建設事業計画の見直しを、適時行なっていきます。(第2項関係) ② まちづくり事業提案制度を制定し、参画機会の充実を図ります。(第3項関係)																								
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27																				
																									
	  																								
特記事項																									
取り組み状況 (平成24年9月)	① 平成23年度当初予算で、平成22年12月作成した財政計画に沿った予算編成を行い、計画的な財政運営に務めました。また、平成24年度は財政計画の見直しを行う予定です。  財政計画の見直し状況(平成24年度) 6月 財政計画の基礎資料となる「普通建設事業等中長期計画」の見直しにとりかかる 7月 「普通建設事業等中長期計画」の財政課長ヒアリングを実施 8月 「普通建設事業等中長期計画」のとりまとめ 9月 財政計画作成作業(平成23年度決算状況の確認等)(予定) 10月 財政計画見直し完了(政策推進本部会議へ報告)(予定) 11月 平成25年度予算編成へ活用(予定)  ② まちづくり事業提案制度を制定については、市政に反映させることを目的として、平成23年11月に「合志市まちづくり事業提案制度要綱」を制定し、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。  (まちづくり事業提案制度による認定状況) <table border="1" data-bbox="395 1335 1433 1675"> <thead> <tr> <th>認定番号</th> <th>事業名</th> <th>提案者</th> <th>認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>合志市ことば教育推進事業</td> <td>岩元克雄(西須屋団地)</td> <td>H23.12.23</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>合志元気体操普及事業</td> <td>合志市スポーツ推進委員会</td> <td>H24.4.23</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>合志メガソーラー設置事業</td> <td>熊本製粉株式会社</td> <td>H24.7.25</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>かえでの森で、今日から始める新しい絆事業</td> <td>特定非営利活動法人 ひと・学び支援センター熊本</td> <td>H24.7.26</td> </tr> </tbody> </table>					認定番号	事業名	提案者	認定日	第1号	合志市ことば教育推進事業	岩元克雄(西須屋団地)	H23.12.23	第2号	合志元気体操普及事業	合志市スポーツ推進委員会	H24.4.23	第3号	合志メガソーラー設置事業	熊本製粉株式会社	H24.7.25	第4号	かえでの森で、今日から始める新しい絆事業	特定非営利活動法人 ひと・学び支援センター熊本	H24.7.26
認定番号	事業名	提案者	認定日																						
第1号	合志市ことば教育推進事業	岩元克雄(西須屋団地)	H23.12.23																						
第2号	合志元気体操普及事業	合志市スポーツ推進委員会	H24.4.23																						
第3号	合志メガソーラー設置事業	熊本製粉株式会社	H24.7.25																						
第4号	かえでの森で、今日から始める新しい絆事業	特定非営利活動法人 ひと・学び支援センター熊本	H24.7.26																						
取り組み状況 (平成25年3月)	① 財政計画の見直しについては、24年度中に素案を作成し庁内協議を行ないましたが、平成24年12月の政権交代を受け、国の政策変更や経済対策により財政計画が大きく変動することが予想されるため、しばらくは国の動向等を見守る必要があると判断し、平成25年9月ごろを目処に作成する事となりました。  ② 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成25年3月5日現在では、提案第5号の受付を行なっておりますが、事業内容で検討する部分が多いため、継続審議中となっております。																								

<p>取り組み状況 (平成25年9月)</p>	<p>① 財政計画の見直しについては、平成24年度中に素案を作成し庁内協議を行ないましたが、平成24年12月の政権交代を受け、国の政策変更や経済対策により財政計画が大きく変動することが予想されるため、しばらくは国の動向等を見守る必要があると判断し、平成25年10月ごろの策定に向け準備中です。</p> <p>② 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成24年10月～平成25年9月13日時点まで、3件の提案受付を行ない、このうち1件を認定第5号として事業認定し、2件については継続審議中となっています。</p> <p>(まちづくり事業提案制度による認定状況)</p> <table border="1" data-bbox="375 548 1444 683"> <thead> <tr> <th>認定番号</th> <th>事業名</th> <th>提案者</th> <th>認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5号</td> <td>地域で支え合う在宅高齢者・障がい者、子育て世帯の生活支援事業</td> <td>株式会社 サンコーライフサポート</td> <td>H25.8.29</td> </tr> </tbody> </table>	認定番号	事業名	提案者	認定日	第5号	地域で支え合う在宅高齢者・障がい者、子育て世帯の生活支援事業	株式会社 サンコーライフサポート	H25.8.29
認定番号	事業名	提案者	認定日						
第5号	地域で支え合う在宅高齢者・障がい者、子育て世帯の生活支援事業	株式会社 サンコーライフサポート	H25.8.29						
<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 財政計画の見直しについては、平成25年11月に見直しを行ないました。今後も、随時調整を図っていく予定です。</p> <p>② 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成25年10月～平成26年3月10日時点まで、1件の提案受付を行ない、認定第6号として事業認定しました。</p> <p>(まちづくり事業提案制度による認定状況)</p> <table border="1" data-bbox="375 1052 1420 1198"> <thead> <tr> <th>認定番号</th> <th>事業名</th> <th>提案者</th> <th>認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6号</td> <td>「ゴミ量データ」の環境政策への活用事業</td> <td>株式会社 セイブクリーン</td> <td>H26.3.19</td> </tr> </tbody> </table>	認定番号	事業名	提案者	認定日	第6号	「ゴミ量データ」の環境政策への活用事業	株式会社 セイブクリーン	H26.3.19
認定番号	事業名	提案者	認定日						
第6号	「ゴミ量データ」の環境政策への活用事業	株式会社 セイブクリーン	H26.3.19						
<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 財政計画の見直しについては、平成25年11月に見直しを行なっていますので、今後も必要に応じ、随時見直しを検討していきます。</p> <p>② 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成26年3月11日～平成26年10月2日時点まで、1件の提案受付を行ない、認定第7号として事業認定しました。</p> <p>(まちづくり事業提案制度による認定状況)</p> <table border="1" data-bbox="375 1646 1433 1758"> <thead> <tr> <th>認定事業</th> <th>事業名</th> <th>提案者</th> <th>認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7号</td> <td>スマートヘルスケアハウス事業</td> <td>株式会社くまもと健康支援研究所</td> <td>H26.4.28</td> </tr> </tbody> </table>	認定事業	事業名	提案者	認定日	第7号	スマートヘルスケアハウス事業	株式会社くまもと健康支援研究所	H26.4.28
認定事業	事業名	提案者	認定日						
第7号	スマートヘルスケアハウス事業	株式会社くまもと健康支援研究所	H26.4.28						

<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 財政計画の見直しについては、平成25年11月に見直しを行っていますが、第2次総合計画策定にあわせ見直しを行っていきます。</p> <p>② 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成26年10月3日～平成27年3月31日時点まで、1件の提案受付を行ない、認定第8号として事業認定しました。</p> <p>(まちづくり事業提案制度による認定状況)</p> <table border="1" data-bbox="379 510 1428 622"> <thead> <tr> <th>事業認定</th> <th>事業名</th> <th>提案者</th> <th>認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8号</td> <td>地域の高齢者・子ども・障がい者に対して地域住民による生活支援事業</td> <td>ぽっかぽかすずかけ</td> <td>H26.12.12</td> </tr> </tbody> </table>	事業認定	事業名	提案者	認定日	第8号	地域の高齢者・子ども・障がい者に対して地域住民による生活支援事業	ぽっかぽかすずかけ	H26.12.12
事業認定	事業名	提案者	認定日						
第8号	地域の高齢者・子ども・障がい者に対して地域住民による生活支援事業	ぽっかぽかすずかけ	H26.12.12						

#### 4. 総合計画（第15条関係）

条 文	解 説
<p>(総合計画)</p> <p>第15条 市の執行機関は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則にのっとり、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画をまとめ、総合計画を策定します。</p> <p>2 市の執行機関は、総合計画の策定に当たり、参画ができる場を設け、市民の意見を反映します。</p> <p>3 市の執行機関は、法令等に基づく個別計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第15条は、まちづくりの指針となる総合計画の策定にあたって、自治の基本理念及び市政運営の基本原則を踏まえた策定を行うことを定め、地方自治法第2条第4項の規定による基本構想を柱に、第4条第6号自治の基本理念の自立した自治体経営を進めるため、まちづくりの指針となる総合計画に関することについて定めています。</li> <li>・総合計画は、市政運営の基本となる最上位の計画であることから、ここでは、総合計画の策定にあたって、市民が参画できる場を設けて、市民の意見が反映できるように努めることとしています。</li> <li>・情報が共有できるよう広く市民へ知らせるため、周知する手段の検討に加え、市民にとってより分かりやすい内容の示し方を工夫することが求められています。</li> <li>・市民が参画できる場(機会)としては、市民アンケート、公募市民が参画する総合政策審議会、ワークショップ、パブリックコメント、その他(公聴会、グループインタビュー、市政モニタなど)が考えられます。</li> <li>・第3項では、法令等に基づく個別計画についても、自治の基本理念をベースに、総合計画との整合性を確保するよう明記しています。</li> </ul>

担当課	企画課	関係課	施策別の主管課・関係課		
現 状	① 市総合計画は、平成20年3月に策定(第1次基本構想:平成20年から平成27年までの8年間)しており、平成23年度から平成27年までを計画期間とした第2期基本計画を平成22年度に策定しました。策定にあたっては、市民の意見を反映するため、市民ワークショップやパブリックコメントの実施、市総合政策審議会への諮問を行なっています。				
課 題	① 個別計画を策定する場合、総合計画との整合性を図るための統一した考えた方や策定手順を定める必要があります。				
今後の取り組み	① 各部署で策定している個別計画について、総合計画との整合性を図っていくため、個別計画策定手法の統一を図ります。				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
	個別計画策定手法の統一		総合計画と個別計画の整合性確保		
特記事項					
取り組み状況 (平成24年9月)	<p>① 各部署で策定している個別計画策定手法の統一を図るため、現在の計画策定状況を調査し、統一の検討を行なっています。</p> <p>(検討経緯)</p> <p>4月 企画課において、個別計画策定する場合の手法(スケジュール等)の統一(案)を作成</p> <p>5月 行政経営推進部会議(庁内会議:課長級)において、統一(案)の検討</p> <p>7月 政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)において統一(案)の検討・・・現状再調査</p> <p>8月 現状個別計画策定状況調査</p> <p>9月～ 行政経営推進部会議、政策推進本部会議で検討・決定予定</p>				
取り組み状況 (平成25年3月)	① 合志市自治基本条例の推進における各課共通事項である、個別計画を策定する場合の手法(スケジュール等)の統一について、平成24年12月決定するとともに、各部署への周知を図りました。				
取り組み状況 (平成25年9月)	① 引き続き、個別計画を策定する場合の手法(スケジュール等)の統一により、各種計画策定時の統一を行なっています。				
取り組み状況 (平成26年3月)	① 引き続き、個別計画を策定する場合の手法(スケジュール等)の統一により、各種計画策定時の統一を行なっています。				

<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 引き続き、個別計画を策定する場合の手法(スケジュール等)の統一により、各種計画策定時の統一を行なっています。</p>
<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 現総合計画は、平成27年度までの計画期間となっているため、次期総合計画策定に向け取り組みました。 (検討経緯)  9月 行政経営推進部会(庁内会議:課長級)において、策定の考え方の検討  10月 行政経営推進部会(庁内会議:課長級)において、政策体系素案の検討  12月 行政経営推進部会(庁内会議:課長級)において、政策体系素案の検討  1月 政策推進本部会議(庁内会議:部長級以上)において、政策体系(案)の検討  1月 総合政策審議会(市民代表)において、策定の考え方、政策体系(案)の検討  2月 市民説明会(2回)を開催し、考え方と政策体系の説明と意見の聴取  3月 政策推進本部会議(庁内会議:部長級以上)において、政策体系(案)の検討</p>

## 5. 組織づくり（第16条関係）

条 文	解 説
<p>(組織づくり)</p> <p>第16条 市の執行機関は、総合計画を実現するため、法令、条例、規則及び予算に基づき、各種の事務及び事業を適正かつ適確に執行するための組織体制を整備します。</p> <p>2 市の執行機関は、市政の課題に適確にこたえることができる知識と能力を持った職員を育成し、効率的な組織運営を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条は、市政運営をすすめるにあたって、市民にとっては分かりやすく、執行側からは効率的な組織づくりについて定めています。</li> <li>・組織づくりは、単に事務の効率化だけを目的にするのではなく、「総合計画を実現するため、」というまちづくりの課題解決に向けて取り組むためのものとして、法令、条例、規則、予算に基づいて、手段である各種の事務や事業を適正かつ適確に執行できる組織体制を整えることを定めるものです。</li> <li>・第2項は、市の執行機関が、市政運営の基礎として機能する職員の育成について定めています。</li> <li>・市の執行機関は、まちづくりの課題解決に向けて適確に応えることができる知識と能力を備えた職員を育てることも組織づくりととらえています。</li> </ul>

担当課	総務課	関係課	全課		
現 状	<p>① 組織体制については、住民に分かりやすくきめ細やかな行政サービス、業務の適正で的確な執行ができる組織づくりのため、継続的に検証・見直しを行なっています。</p> <p>② 職員育成については、平成22年2月に策定した「合志市職員人材育成基本方針」に従い、階層別また専門テーマによる、講師を招いての庁内研修会の実施、外部研修機関が開催する研修会・講座等の受講を行なっています。</p>				
課 題	<p>① 地方分権による権限移譲や地域主権、また社会情勢などによる業務内容の変化に柔軟な対応ができる組織づくりが必要であるが、それに伴う業務量の増加により、職員一人あたりの負担が増す状況であるため、今後は、定員削減計画の見直しが必要な時期に来ていると思われる。</p> <p>② 職員育成についても同様に職員に求められる資質の多様化に対応していく人材、権限移譲や地域主権に対応していくためのより専門性の高い人材の育成が必要です。また、限られた財源を有効に活用するため、事務の効率化を図り、積極的に改善・改革に取り組む職員育成も必要であるが、より効果的な研修の実施内容について苦慮しているところです。</p>				
今後の取り組み	<p>① 庁内で庁舎のあり方、また社会保障・税番号制度導入に向けた窓口業務改善についての検討が進められています。その結果を踏まえ、良好な組織づくりを図るとともに、ワンストップ・サービスの導入や更なる民間委託の活用等によってサービスの向上と効率化の向上を図ります。</p> <p>② 現在、実施している庁内研修会開催、外部機関研修会の受講を継続しながら、研修内容の見直し、また専門能力を養成する研修の充実を図ります。</p>				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
特記事項					



<p>取り組み状況 (平成24年9月)</p>	<p>① 平成24年4月1日に機構改革を実施し、これまでの10部制から、総務部、政策部、健康福祉部、事業部(水道局兼務)、教育委員会事務局教育部、会計管理、議会事務局の7部制としました。 それに伴い、総務課、企画課、財政課、商工振興課の課の移動を実施しました。</p> <p>② 人材育成のために職員研修(研修所等研修)を実施しました。(予定含む) 市町村アカデミー 4名 国際文化研修所 5名 NOMA行政講座 19名 地方自治経営学会研修 1名、 その他実務研修等 50名 また、庁内研修として、管理監督者意識改革研修、人事評価研修、人権・同和教育研修、メンタルヘルス研修を実施しました。 今後も引き続き研修を実施していきます。</p>
<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>① 平成24年4月1日に機構改革を実施しており、上下水道課の収納業務等についても民間委託を行ないました。</p> <p>② 人材育成のために職員研修(研修所等研修)を実施しました。 市町村アカデミー 4名 国際文化研修所 1名 NOMA行政講座 17名 自治大学研修 1名 その他実務研修等 31名 また、庁内研修として下記のとおり実施しました。 人権・同和教育研修 85名 メンタルヘルス研修 203名 情報公開・個人情報保護研修 33名 男女共同参画まちづくり講座 30名</p>
<p>取り組み状況 (平成25年9月)</p>	<p>① 平成25年4月1日においては機構改革等を行ないませんでした。</p> <p>② 平成25年度も引き続き人材育成のために職員研修(研修所等研修)を実施しています。(予定者含む) 市町村アカデミー 6名 NOMA行政講座 20名 その他実務研修等 30名 また、庁内研修として、管理監督者意識改革研修、人事評価研修、人権・同和教育研修、メンタルヘルス研修を実施しました。 今後も引き続き研修を実施していきます。</p>
<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 平成25年度においては機構改革等を行ないませんでした。</p> <p>② 平成25年度も引き続き人材育成のために職員研修(研修所等研修)を実施しました。 市町村アカデミー 6名 NOMA行政講座 21名 県研修協議会(階層別) 28名 その他実務研修等 26名 また、庁内研修として、人事評価職員研修(245名)、地域コミュニティブランドシンポジウム(230名)、男女共同まちづくり講座(34名)、社会保障・税番号制度職員研修(66名)、PPP(公民連携)に掛かる職員研修(49名)、人権・同和教育研修(88名)を実施しました。今後も引き続き研修を実施していきます。</p>

<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>①平成26年4月1日に機構改革を実施しました。  <b>【主な内容】</b>政策部及び健康福祉部に次長を配置しました。まちづくり戦略室(2班:戦略班、秘書広報班)を政策課(4班:まちづくり班、政策班、行政推進班、秘書班)に名称変更しました。健康づくり推進課・健康企画班を廃止し職員の一部を健康推進班と統合し、健康企画班での事業の一部を政策班にて行うことにしました。秘書広報班で行っていた広報担当を企画課に移管し企画広報班としました。商工振興課2班を商工振興班1班としました。市民課に戸籍住民班を新設しました。</p> <p><b>【新たな部署の業務内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康福祉部次長 女性子育て政策に関すること</li> <li>○ 政策部次長 重点土地利用計画に特化</li> <li>○ まちづくり班 重点土地利用計画に基づいた土地利用の計画推進</li> <li>○ 行政推進班 社会保障・税番号制度導入に向けた窓口改革</li> </ul> <p>②平成26年度も引き続き人材育成のために職員研修(研修所等研修)を実施しています。庁内研修としては、人事評価研修、人権・同和教育研修、メンタルヘルス研修等を実施し研修機関を利用した専門性の高い研修の受講を行います。(予定者含む)</p> <p>(以下は、主な研修機関及び受講予定者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村アカデミー 4名</li> <li>NOMA行政講座 14名</li> <li>研修協議会 70名</li> <li>その他実務研修等 12名</li> </ul> <p>③平成26年度から新規採用職員研修会を毎月開催とし、新人教育・人材育成に努めています。</p>
<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>①平成26年度機構改革等については、平成26年9月取り組み状況のとおり。</p> <p>②平成26年度職員研修、研修機関派遣の実施状況</p> <p><b>【庁内研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的不動産マネジメント(PRE戦略)に係る職員研修</li> <li>・接遇職員研修会</li> <li>・人権教育職員研修</li> <li>・人事評価評価者研修</li> <li>・認知症サポーター研修</li> <li>・新規採用職員研修</li> <li>・5年未満職員研修</li> <li>・菊池恵楓園研修</li> </ul> <p><b>【研修機関等への派遣研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治大学 1名</li> <li>・市町村アカデミー 4名</li> <li>・NOMA行政講座 17名</li> <li>・県市町村職員研修協議会 71名</li> <li>・早稲田大学人材マネジメント部会 3名</li> <li>・その他実務研修等 9名</li> </ul>

## 6. 総合的な行政サービス（第17条関係）

条 文	解 説
<p>(総合的な行政サービス) 第17条 市の執行機関は、自治の基本理念に基づき、組織の横断的な連携を図り、市民のニーズに適確に対応した総合的な行政サービスを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第17条は、総合的な行政サービスについて定めています。</li> <li>・この条文には、自治の基本理念である、市民主権、人権の尊重、情報の共有、より良い環境への配慮、子育てを視点とした参画と協働、自立した自治体経営を常に意識し、効率的、効果的な行政サービスを継続的に行ってほしいとの思いが込められています。</li> <li>・効率的、効果的な行政サービスを継続的に行うためには、従来から指摘されている縦割り行政から脱却し、全ての部署が横断的に連携することが必要であるとの思いが「組織の横断的な連携を図り」という表現に込められています。</li> </ul>

担当課	総務課・企画課	関係課	全課		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 月2回の庁議により職員の情報共有化を図っています。</li> <li>② 建設関係と上下水道関係の工事を同時期に発注しています。</li> <li>③ 全庁的に取り組む事業の対応については担当課が中心となり全課で対応しています。</li> </ul>				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新しく国・県の事業を実施する際に、担当課が決定するまで時間を要する場合があります。</li> </ul>				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 組織の横断的な連携を図るために、庁議や内部の各種検討委員会等を充実していきます。</li> <li>② 政策推進本部設置要綱に基づいた課題別部会の設置を必要に応じて行ない、組織の横断的な連携を図ります。</li> </ul>				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">                     庁議・内部各種検討委員会等の充実を図り、更なる情報の共有化                 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">                     必要に応じて、課題別部会の設置                 </div>				
特記事項					
取り組み状況 (平成24年9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 合志市庁議規程を改正し、月2回(月初めと月半ばで開催)開催している庁議の充実を図るために平成24年度より、部長級以外に課長補佐級以上の女性職員を出席するようにしました。(現在、課長級1名、課長補佐級職員が4名参加) また、次のとおり内部の各種検討委員会等を設置し検討を行なっています。 合志市土地利用計画庁内検討委員会 健康都市こうし庁内プロジェクト</li> <li>② 政策推進本部設置要綱に基づく下部組織として、次のとおり部会等を設置し、必要に応じ会議を開催しています。 行政経営推進部会(全課長級) 行政経営運営部会(各課の課長補佐級代表) 合志市滞納対策連絡会議 合志市統合型GIS利用検討部会</li> </ul>				

<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>① 引き続き、月2回(月初めと月半ばで開催)開催している庁議の充実を図るため、部長級以外に課長補佐級以上の女性職員の出席を行なっています。(現在、課長級1名、課長補佐級職員が4名参加) また、次のとおり内部の各種検討委員会等を設置し検討を行なっています。 合志市土地利用計画庁内検討委員会 健康都市こうし庁内プロジェクト</p> <p>② 引き続き、政策推進本部設置要綱に基づく下部組織として、次のとおり部会等を設置し、必要に応じた会議を開催しています。 行政経営推進部会(全課長級) 行政経営運営部会(各課の課長補佐級代表) 合志市滞納対策連絡会議 合志市統合型GIS利用検討部会</p>
<p>取り組み状況 (平成25年9月)</p>	<p>① 引き続き、月2回(月初めと月半ばで開催)開催している庁議の充実を図るため、部長級以外に課長補佐級以上の女性職員の出席を行なっています。(現在、課長級1名、課長補佐級職員が4名参加) また、次のとおり内部の各種検討委員会等を設置し検討を行なっています。 合志市土地利用計画庁内検討委員会 健康都市こうし庁内プロジェクト</p> <p>② 引き続き、政策推進本部設置要綱に基づく下部組織として、次のとおり部会等を設置し、必要に応じた会議を開催しています。 行政経営推進部会(全課長級) 行政経営運営部会(各課の課長補佐級代表) 合志市滞納対策連絡会議 合志市統合型GIS利用検討部会</p>
<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 引き続き、月2回(月初めと月半ばで開催)開催している庁議の充実を図るため、部長級以外に課長補佐級以上の女性職員の出席を行なっています。(現在、課長級1名、課長補佐級職員が4名参加) 4月の人事異動に伴う庁議出席者の調整をスムーズに行ないます。</p> <p>② 引き続き、政策推進本部設置要綱に基づく下部組織として、部会等を設置し、必要に応じた会議を開催しています。また、平成26年度から策定に着手する合志市総合計画(第2次)について、組織内での横断的検討を行なっていきます。</p>
<p>取り組み状況 (平成26年4月)</p>	<p>① 引き続き、月2回(月初めと月半ばで開催)開催している庁議の充実を図るため、部長級以外に課長補佐級以上の女性職員の出席を行なっています。(現在、次長級1名、課長級職員が3名参加) 4月の人事異動に伴う庁議出席者の調整をスムーズに行ないました。</p> <p>② 引き続き、政策推進本部設置要綱に基づく下部組織として、部会等を設置し、必要に応じた会議を開催しています。また、合志市総合計画(第2次)について、策定に向けて着手しており、組織内での横断的検討を行なっています。</p>

<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 引き続き、月2回(月初めと月半ばで開催)開催している庁議の充実を図るため、部長級以外に課長級以上の女性職員の出席を行なっています。(現在、次長級1名、課長級職員が3名参加) 4月の人事異動に伴う庁議出席者の調整をスムーズに行ないました。 また、職員の情報の共有化を図るために、新着情報で会議内容の周知を行いました。</p> <p>② 引き続き、政策推進本部設置要綱に基づく下部組織として、部会等を設置し、必要に応じた会議を開催しています。また、次期合志市総合計画については、策定に向けて着手しており、組織内での横断的検討を行なっています。</p>
-----------------------------	--

7. 情報共有及び説明責任（第18条関係）

条 文	解 説
<p>(情報共有及び説明責任)            第18条 市の執行機関は、参画及び協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報を、積極的に、市民に分かりやすく公開し、情報を共有します。            2 市の執行機関は、事業の企画立案、決定、実施及び評価に当たっては、必要に応じその必要性及び妥当性を分かりやすく市民に説明します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第18条は、情報共有と説明責任について定めています。</li> <li>・第4条自治の基本理念の第3号情報の共有及び、第6条市民の責務及び権利の第2項情報公開の権利の規定に対し、市の執行機関の姿勢や取り組みについて定めた条文です。</li> <li>・「市政に関する情報」には、情報を公開していること自体を広く市民に知らせるとともに、市の業務や仕事が生じることになった理由や原因などについても公開してほしいとの思いを含んでいます。</li> <li>・「市民に分かりやすく公開し」には、どこに情報が公開されているかを、例えばホームページの情報を広報でこの情報の詳しい情報はHPのどの場所にあるなど、情報を公開していること自体を広く市民に知らせしてほしいとの思いが込められています。</li> </ul>

担当課	総務課・企画課	関係課	全課		
現 状	<p>① 合志市情報提供の推進に関する要綱により、合志市ホームページや広報こうしへの掲載、情報公開コーナーや担当課等における閲覧、案内文書、パンフレット、リーフレット、刊行物その他印刷物の配布、有償刊行物(ビデオテープ、カセットテープ等を含む。)の頒布等により市政に関する情報提供を行なっています。</p> <p>② 各種計画の策定については、市民への説明会開催等により、その必要性や計画内容を説明しています。</p>				
課 題	<p>① 各種審議会や委員会において、議論された内容について公表基準がないため、公表を行なっているものと公表できていないものがあります。</p>				
今後の取り組み	<p>① 各種審議会、委員会等における会議録等公表基準を策定し、積極的な情報提供を行います。</p> <p>② 引き続き、市政に関する情報を積極的に分かりやすく公表していきます。</p>				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
特記事項					

<p>取り組み状況 (平成24年9月)</p>	<p>① 各種審議会、委員会等における会議録等公表基準について、10月施行に向けて検討を行なっています。 (検討経緯) 3月～4月 総務課・企画課において、公表基準(案)を検討 5月 行政経営推進部会議(庁内会議:課長級)において、公表基準(案)の検討 7月 政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)において 公表基準(案)の検討・承認 8月～9月 最終確認・決定 (公表基準の内容) ・会議公開の原則 ・会議開催事前告知 ・会議録の公表</p>
<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>① 各種審議会、委員会等における会議録等公表基準を定め、10月1日施行しました。  (公表基準の内容) ・会議公開の原則(会議は原則公開) ・会議開催事前告知(会議開催5日前までに開催情報を提供) ・会議録の公表(会議録を作成し、原則公開)</p>
<p>取り組み状況 (平成25年9月)</p>	<p>① 引き続き各種審議会、委員会等における会議録等公表基準により公表を行なっています。 また、会議録公表等における市ホームページ掲載について、分かりやすくするために掲載場所の統一を行ないました。</p>
<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 引き続き各種審議会、委員会等における会議録等公表基準により、市ホームページ掲載等により公表を行なっています。</p>
<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 引き続き各種審議会、委員会等における会議録等公表基準により、市ホームページ掲載等により公表を行なっています。</p>
<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 引き続き各種審議会、委員会等における会議録等公表基準により、市ホームページ掲載等により公表を行なっています。</p>

## 8. 個人情報保護（第19条関係）

条 文	解 説
<p>（個人情報保護）</p> <p>第19条 市の執行機関は、市民の基本的な人権を擁護し、信頼される市政を実現するため、個人情報を適正に管理し、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条では、個人情報保護について定めています。</li> <li>・市の執行機関が保有する個人情報について、適正に管理し、利用及び提供等にあたって適切な保護措置を講じなければならないことを明記しており、個人情報を保護する目的は、市民の基本的な人権を擁護して、信頼される市政を実現するためであることを明らかにしています。</li> <li>・「個人情報を適正に管理し、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じる。」とは、市個人情報保護条例にのっとり市政運営を行うということです。</li> <li>・個人情報の定義は、合志市個人情報保護条例第2条第1項第1号に規定されており、個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るもので、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くとされています。</li> </ul>

担当課	総務課・企画課	関係課	全課		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 合志市個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正管理を行なっています。</li> <li>② 新人研修や文書管理主任者研修で個人情報保護の重要性について説明を行なっています。</li> <li>③ 平成24年度より上下水道料金に係る債権管理について民間委託を行なうため、個人情報保護審査会に諮問し平成23年8月11日に承認を得ました。</li> <li>④ 職員研修やネットワーク推進委員会で個人情報保護の重要性について説明を行なっています。</li> <li>⑤ 電子機器を利用した個人情報については、合志市情報セキュリティポリシーにより運用しています。</li> </ul>				
課 題	① マイナンバー制度や情報化社会の進展に伴い、個人情報保護への職員の認識統一がいつそう求められています。				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要に応じて適宜、総務課が相談に対応していきます。</li> <li>② 職員のための個人情報・情報セキュリティハンドブックを活用し、定期的な職員研修の継続実施により個人情報保護に努めます（新人研修、文書管理主任者説明会など）。</li> <li>③ 引き続き合志市情報セキュリティポリシーによる個人情報保護を行なっていきます。</li> </ul>				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
	職員研修（定期・随時）・各課からの相談対応の継続				
	職員研修の継続実施 情報セキュリティポリシーによる個人情報保護				
特記事項					



<p>取り組み状況 (平成24年9月)</p>	<p>① 個人情報保護条例に基づき個人情報審査会を開催しました。  平成23年7月13日 合志市上下水道料金徴収事務業務委託について(上下水道課)  8月11日 合志市上下水道料金徴収事務業務委託について(上下水道課)  平成24年2月15日 合志市施設予約管理システムについて(生涯学習課)  図書館電算管理システムについて(生涯学習課)  8月28日 合志市施設予約管理システムについて(生涯学習課)  図書館電算管理システムについて(生涯学習課)  合志市総合センター”ヴィーブル”防犯カメラ増設について(生涯学習課)  合志市西合志図書館防犯カメラ設置について(生涯学習課)</p> <p>② 平成23年度研修機関を利用した情報保護関係研修や庁内研修として各階層別に研修会を実施しました。今後も引き続き研修会を実施していきます。  【平成23年度研修参加者内訳】  (1) e-ラーニングによる情報セキュリティ研修(9/5～10/31)  個人情報保護一般コース(新規採用職員 9名)  情報セキュリティ一般コース(新規採用職員他 9名)  情報セキュリティ専門コース(H23年度課長になられた方など 11名)  情報セキュリティ技術コース(庁内ネットワーク推進委員他 14名)  地方公共団体専門コース(情報広報班 3名)  情報セキュリティ継続コース(情報広報班 4名)  個人情報保護継続コース(情報広報班 4名)  合計 54名</p> <p>(2) 庁内研修等  新規採用職員研修(4/1 8名)  文書取扱担当者会議(5/30 26名)  政策推進本部会議&lt;危機管理について&gt;(8/15 12名)  個人情報保護及び危機管理(電算関係)課長研修(8/22 21名)</p> <p>【平成24年度研修参加者内訳】※予定者含む  (1) e-ラーニングによる情報セキュリティ研修(7/24～11/13)  情報セキュリティ一般 9名  個人情報保護一般 11名  情報セキュリティ実践 11名  個人情報保護実践 12名  情報セキュリティ技術 21名  地方公共団体専門 11名  合計 75名</p> <p>(2) 庁内研修等  新規採用職員研修(4/2 4名)  個人情報保護及び危機管理(電算関係)新任課長・課長補佐級職員等研修(8/20 46名)</p>
<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>① 平成24年度は個人情報保護条例に基づき個人情報審査会を1回開催しました。  8月28日 合志市施設予約管理システムについて(生涯学習課)  図書館電算管理システムについて(生涯学習課)  合志市総合センター”ヴィーブル”防犯カメラ増設について(生涯学習課)  合志市西合志図書館防犯カメラ設置について(生涯学習課)  また、個人情報審査会委員の任期満了(平成24年11月19日満了)に伴い、新委員を選任しました。</p> <p>② 平成24年度は研修機関を利用した情報保護関係研修や庁内研修として各階層別に研修会を実施しました。今後も引き続き研修会を実施していきます。  【平成24年度研修参加者内訳】  (1) e-ラーニング(通信機器での研修)による情報セキュリティ研修(7/24～11/13)  情報セキュリティ一般 9名  個人情報保護一般 11名  情報セキュリティ実践 11名</p>

	<p>個人情報保護実践 12名  情報セキュリティ技術 21名  地方公共団体専門 11名</p> <p style="text-align: right;">合計 延べ75名(実人数 56名)</p> <p>(2)庁内研修等  新規採用職員研修(4/2 4名)  文書管理取り扱い担当者研修(4/24 39名)  個人情報保護及び危機管理(電算関係)新任課長・課長補佐級職員等  研修(8/20 24名、9/25 9名)</p>
<p>取り組み状況  (平成25年9月)</p>	<p>① 平成25年度は8月末時点で、個人情報保護条例に基づく個人情報審査会の開催はありません。</p> <p>② 平成25年度も引き続き研修機関を利用した情報保護関係研修や庁内研修として各階層別に研修会を実施しています。</p> <p><b>【平成25年度研修参加者内訳】※予定者含む</b>  (1) e-ラーニング(通信機器での研修)による情報セキュリティ研修(7/23～11/12)  情報セキュリティ一般 6名  個人情報保護一般 5名  情報セキュリティ実践 28名  個人情報保護実践 27名  情報発信ツール利用におけるリスク管理 6名  地方公共団体専門 13名</p> <p style="text-align: right;">合計 延べ 85名(実人数 47名)</p> <p>(2)庁内研修等  新規採用職員研修(4/1 7名)  文書取扱主任研修(4/26 37名)  個人情報保護及び危機管理(電算関係)主幹級職員研修  (8/27 28名、8/28 22名)</p>
<p>取り組み状況  (平成26年3月)</p>	<p>① 平成25年度は2月末時点で、個人情報保護条例に基づく個人情報審査会の開催はありません。</p> <p><b>【平成25年度研修参加者内訳】</b>  (1) e-ラーニング(通信機器での研修)による情報セキュリティ研修(7/23～11/12)  情報セキュリティ一般 6名  個人情報保護一般 5名  情報セキュリティ実践 28名  個人情報保護実践 27名  情報発信ツール利用におけるリスク管理 6名  地方公共団体専門 13名</p> <p style="text-align: right;">合計 延べ 85名(実人数 47名)</p> <p>(2)庁内研修等  新規採用職員研修(4/1 7名、11/1 1名)  文書取扱主任研修(4/26 37名)  個人情報保護及び危機管理(電算関係)主幹級職員研修  (8/27 28名、8/28 22名)  社会保障・税番号制度説明会(11/7 庁内66名、庁外21名)</p>

<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 平成26年度は8月末時点で、個人情報保護条例に基づく個人情報保護審査会の開催はありません。 平成26年8月28日付けで学校教育課に個人情報及び文書開示不服申立がありましたので、審査会を10月に開催する予定です。</p> <p>② 平成26年度も引き続き研修機関を利用した情報保護関係研修や庁内研修として各階層別に研修会を実施しています。</p> <p><b>【庁内研修等】</b> 新規採用職員研修(4/1 10名) 個人情報保護主任研修(4/23 38名)</p> <p><b>【平成26年度研修参加者内訳】※予定者含む</b> ○「e-ラーニング(通信機器での研修)」による情報セキュリティ研修(7/15～11/11)</p> <table border="0"> <tr> <td>情報セキュリティ一般 10名</td> <td>情報発信とモラル 5名</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護一般 10名</td> <td>情報セキュリティ管理 17名</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ実践 4名</td> <td>ソフトウェア資産管理 16名</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護実践 3名</td> <td>自治体クラウド導入 4名</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体専門 20名</td> <td>個人番号制度一般 40名</td> </tr> <tr> <td>個人番号制度実践 25名</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">合計 延べ154名(実人数 84名)</p>	情報セキュリティ一般 10名	情報発信とモラル 5名	個人情報保護一般 10名	情報セキュリティ管理 17名	情報セキュリティ実践 4名	ソフトウェア資産管理 16名	個人情報保護実践 3名	自治体クラウド導入 4名	地方公共団体専門 20名	個人番号制度一般 40名	個人番号制度実践 25名	
情報セキュリティ一般 10名	情報発信とモラル 5名												
個人情報保護一般 10名	情報セキュリティ管理 17名												
情報セキュリティ実践 4名	ソフトウェア資産管理 16名												
個人情報保護実践 3名	自治体クラウド導入 4名												
地方公共団体専門 20名	個人番号制度一般 40名												
個人番号制度実践 25名													
<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 平成26年10月7日に個人情報保護条例に基づく個人情報保護審査会を開催しました。 これは、平成26年8月28日付けで学校教育課に個人情報及び文書開示不服申立がありましたので、審査会を行ったものです。</p> <p>② 平成26年度も引き続き研修機関を利用した情報保護関係研修や庁内研修、新規採用職員を対象とした研修会を実施しています。</p> <p><b>【庁内研修等】</b> ・新規採用職員研修(4/1 10名) ・個人情報保護主任研修(4/23 38名)</p> <p><b>【研修機関等受講者内訳】</b> ○「e-ラーニング(通信機器での研修)」による情報セキュリティ研修(7/1～12/26)</p> <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア資産管理 16名</td> </tr> <tr> <td>個人番号制度一般 40名</td> </tr> <tr> <td>個人番号制度実践 25名</td> </tr> <tr> <td>自治体クラウド 4名</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ一般 10名</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護一般 10名</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ管理 17名</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ実践 4名</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護実践 3名</td> </tr> <tr> <td>情報発信とモラルコース 5名</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体専門 20名</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">合計 延べ 154名(実人数 84名)</p>	ソフトウェア資産管理 16名	個人番号制度一般 40名	個人番号制度実践 25名	自治体クラウド 4名	情報セキュリティ一般 10名	個人情報保護一般 10名	情報セキュリティ管理 17名	情報セキュリティ実践 4名	個人情報保護実践 3名	情報発信とモラルコース 5名	地方公共団体専門 20名	
ソフトウェア資産管理 16名													
個人番号制度一般 40名													
個人番号制度実践 25名													
自治体クラウド 4名													
情報セキュリティ一般 10名													
個人情報保護一般 10名													
情報セキュリティ管理 17名													
情報セキュリティ実践 4名													
個人情報保護実践 3名													
情報発信とモラルコース 5名													
地方公共団体専門 20名													

## 9. 市民の要望の取扱い（第20条関係）

条 文	解 説
(市民の要望の取扱い) 第20条 市の執行機関は、市民の意見及び要望に対し、その経過、結果等を記録し、必要に応じて公開することで、透明性の高い市政運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条は、市民の要望の取扱いについて定めています。</li> <li>・市の執行機関に寄せられる意見や要望への対応について、市の執行機関の基本的な姿勢について示しています。</li> <li>・対応にあたる職員一人ひとりが、第3条の自治の基本理念にのっとり、市の責務(第4章)を理解したうえで、迅速かつ誠実に対応し、対応に当たっては、一方に偏らず平等で、公共の利益を考えることはもちろん、スピード感を持ち、真心を込めて対応することが求められています。</li> </ul>

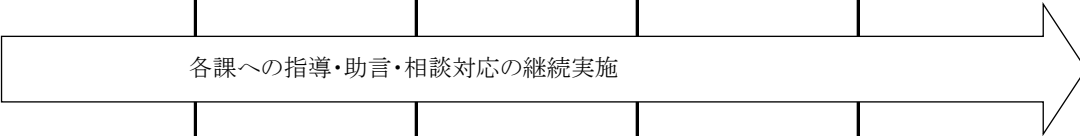
担当課	総務課	関係課	全課		
現 状	① 合志市に対する要望等の処理に関する要綱に則り各課で受付をし、要望等検討委員会での検討が必要な場合は総務課へ連絡し処理することとなっています。 ② 各区(自治会)からの意見や要望は区長を通じ要望書として受理し、3箇月ごとに開催する囑託員(区長)会議でその取扱いや進行状況について報告しています。 ③ 総合案内への苦情等についても要綱に則り処理を行なっています。 ④ 要綱には要望等の様式の定めがないので、口頭受信簿等を活用し、要望・苦情等の記録を残しています。				
課 題	① 個人からの要望・苦情等についての対処方法や相反する要望・苦情等の処理についてどうするのが課題です。 ② 各区(自治会)に加入していない市民からの要望が増加しています。 ③ 要望・苦情と市政への提案の処理基準が明確ではない状況です。				
今後の取り組み	① 各区(自治会)への加入促進を図っていきます。 ② 要望等の処理に関する要綱と市政への提案箱設置事業実施要綱の整合性を図り、要望・苦情と提案の処理を明確にします。				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
特記事項					

<p>取り組み状況 (平成24年9月)</p>	<p>① 各区(自治会)加入促進のため泉ヶ丘市民センターに啓発看板を設置しました。また、転入時にチラシを配付し、自治会(区)の加入の呼びかけを行なっています。</p> <p>② 「市政への提案」として提案設置箱に投函された提案については、提案と要望・苦情が混在していることから、平成23年10月に要綱を一部改正し、投函されたもののうち、政策的提言ではなく「要望・苦情である」と判断されたものについては、総務課で要望・苦情として受理し、関係課へ写しを交付して各課において対応を検討しています。</p> <p>③ 各自治会(区)からの要望事項については、年4回開催している嘱託員(区長)会議で各自治会(区)に進行状況等を含め回答を行なっています。緊急性を要するものなどについては、その都度関係課より各区に連絡を取ってもらい、関係課と区で直接協議を行なっています。また、総合案内に寄せられた来庁者や電話等の苦情はについては、月ごとに取りまとめ職員に周知を図り、その対応について回答を得て、改善に努めています。</p>
<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>① 広報11月号に市長のメッセージとして「絆の一步は自治会(行政区)への加入から」と題して加入促進の訴えを行いました。また、引き続き転入時にチラシを配付し、自治会(区)の加入の呼びかけを行なっています。</p> <p>② 引き続き「市政への提案」として提案設置箱に投函された提案については、政策的提言ではなく「要望・苦情である」と判断されたものについては、総務課で要望・苦情として受理し、関係課へ写しを交付して各課において対応を依頼しています。</p> <p>③ 引き続き各自治会(区)からの要望事項については、年4回開催している嘱託員(区長)会議で各自治会(区)に進行状況等を含め回答を行なっています。緊急性を要するものなどについては、その都度関係課より各区に連絡を取ってもらい、関係課と区で直接協議を行なっています。また、総合案内に寄せられた来庁者や電話等の苦情はについては、月ごとに取りまとめ職員に周知を図り、その対応について回答を得て、改善に努めています。</p>
<p>取り組み状況 (平成25年9月)</p>	<p>① 道路や環境整備等に関する市への要望については、基本的に区・自治会を通した要望として取り扱うこととしているため、転入者の方には、引き続き転入時にチラシを配付し、自治会(区)の加入の呼びかけを行なっています。</p> <p>② 引き続き各自治会(区)からの要望事項については、年4回開催している嘱託員(区長)会議で各自治会(区)に進行状況等を含め回答を行なっています。緊急性を要するものなどについては、その都度関係課より各区に連絡を取ってもらい、関係課と区で直接協議を行なっています。また、総合案内に寄せられた来庁者や電話等の苦情はについては、月ごとに取りまとめ職員に周知を図り、その対応について回答を得て、改善に努めています。平成25年4月～8月までの各区からの要望件数・・・139件</p> <p>③ 引き続き「市政への提案」として提案箱に投函された提案については、政策的提言ではなく「要望・苦情である」と判断されたものについては、総務課で要望・苦情として受理し、関係課へ写しを交付して各課において対応を依頼しています。</p>

<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 道路や環境整備等に関する市への要望については、基本的に区・自治会を通した要望として取り扱うこととしている。転入者の方には、引き続き転入時にチラシを配付し、自治会(区)の加入の呼びかけを行なっています。</p> <p>② 引き続き各自治会(区)からの要望事項については、年4回開催している嘱託員(区長)会議で各自治会(区)に進行状況等を含め回答を行なっています。緊急性を要するものなどについては、その都度関係課より各区に連絡を取ってもらい、関係課と区で直接協議を行なっています。また、総合案内に寄せられた来庁者や電話等の苦情はについては、月ごとに取りまとめ職員に周知を図り、その対応について回答を得て、改善に努めています。平成25年9月～2月までの各区からの要望件数・・・107件</p> <p>③ 引き続き「市政への提案」として提案箱に投函された提案については、政策的提言ではなく「要望・苦情である」と判断されたものについては、総務課で要望・苦情として受理し、関係課へ写しを交付して各課において対応を依頼しています。特に氏名、住所等を記載してあるものについては丁寧な対応をお願いし、回答文については総務課に提出を依頼しています。</p>
<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 道路や環境整備等に関する市への要望については、基本的に区・自治会を通した要望として取り扱うこととしている。転入者の方には、引き続き転入時にチラシを配付し、自治会(区)の加入の呼びかけを行なっています。また、区長連絡協議会でも転入者向けのチラシの統一を図るため、研究を始められています。</p> <p>② 引き続き各自治会(区)からの要望事項については、年4回開催している嘱託員(区長)会議で各自治会(区)に進行状況等を含め回答を行なっています。緊急性を要するものなどについては、その都度関係課より各区に連絡を取ってもらい、関係課と区で直接協議を行なっています。また、総合案内に寄せられた来庁者や電話等の苦情はについては、月ごとに取りまとめ職員に周知を図り、その対応について回答を得て、改善に努めています。平成26年3月～8月までの各区からの要望件数・・・148件</p> <p>③ 引き続き「市政への提案」として提案箱に投函された提案については、政策的提言ではなく「要望・苦情である」と判断されたものについては、総務課で要望・苦情として受理し、関係課へ写しを交付して各課において対応を依頼しています。特に氏名、住所等を記載してあるものについては丁寧な対応をお願いし、回答文については総務課に提出を依頼しています。平成26年3月～8月まで件数・・・22件</p>
<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 道路や環境整備等に関する市への要望については、基本的に区・自治会を通した要望として取り扱うこととしている。転入者の方には、引き続き転入時にチラシを配付し、自治会(区)の加入の呼びかけを行なっています。また、区長連絡協議会でも転入者向けのチラシの統一を図るため、3種類のチラシを作成し、各区・自治会で加工して勧誘を図っていくことになりました。</p> <p>② 引き続き各自治会(区)からの要望事項については、年4回開催している嘱託員(区長)会議で各自治会(区)に進行状況等を含め回答を行なっています。緊急性を要するものなどについては、その都度関係課より各区に連絡を取ってもらい、関係課と区で直接協議を行なっています。また、総合案内に寄せられた来庁者や電話等の苦情はについては、月ごとに取りまとめ職員に周知を図り、その対応について回答を得て、改善に努めています。平成26年8月～2月までの各区からの要望件数・・・172件</p> <p>③ 引き続き「市政への提案」として提案箱に投函された提案については、政策的提言ではなく「要望・苦情である」と判断されたものについては、総務課で要望・苦情として受理し、関係課へ写しを交付して各課において対応を依頼しています。特に氏名、住所等を記載してあるものについては丁寧な対応をお願いし、回答文については総務課に提出を依頼しています。平成26年8月～2月までの件数・・・16件</p>

## 10. 行政手続（第21条関係）

条 文	解 説
（行政手続） 第21条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護するため、行政手続に関して必要な事項を別に条例で定め、適切に運用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第21条は、行政手続について定めています。</li> <li>・行政手続とは、法に基づいて、自治体が行う、処分や決定に関する手続きや手順をいいます。</li> <li>・本市においては、申請に対する処分や不利益処分の手続き、行政立法（命令等）制定時における意見公募の手続きや行政指導について、市行政手続条例を定め、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めています。</li> </ul>

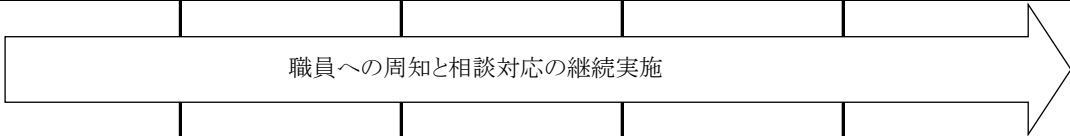
担当課	総務課	関係課	全課		
現 状	① 合志市行政手続条例を制定し、体制を整えています。 ② 不利益処分について、具体的な業務ごとに個票を作成し、職員説明会を実施しました。現時点では不服申立て（異議申立て・審査請求など）の事例はありません。				
課 題	① 職員が担当業務において、書面で不利益処分を行なう際の教示（不服申し立てができること・不服申立て・不服申立て機関を文書で明示する）などは当然の義務であり、徹底していかなければなりません。各部署で、基礎資料となる個票の取扱いが十分ではない状況です。				
今後の取り組み	① 適用事例が発生しないことが最善ですので、職員には日常的に個票を活用し、適切な職務遂行・紛争の未然防止に努めるよう助言していきます。				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
					
特記事項					
取り組み状況 (平成24年9月)	平成23年度は適用事例はありませんでした。 平成24年度については、8月末現在で適用事例はありません。				
取り組み状況 (平成25年3月)	平成24年度については、2月末現在で適用事例はありません。				
取り組み状況 (平成25年9月)	平成25年3月及び平成25年度については、8月末現在で適用事例はありません。				
取り組み状況 (平成26年3月)	平成25年度については、2月末現在で適用事例はありません。				
取り組み状況 (平成26年9月)	平成26年度については、8月末現在で適用事例はありません。 行政手続法が改正され、平成27年4月より施行されることに伴い、条例の改正を行います。				

取り組み状況 (平成27年3月)	平成26年度については、適用事例が1件あっています。 行政手続法が改正され、平成27年4月より施行されることに伴い、3月議会に条例の改正を上程しました。また、各課の個票の見直しを行いました。
---------------------	--



## 1 1. 公益通報（第22条関係）

条 文	解 説
<p>（公益通報） 第22条 市の執行機関は、適正な市政運営を確保し、公正な社会を実現するという公益のため、市政に係る違法と思われる行為などに対し、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備し、当該公益に係る通報を行った者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう適切に保護します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第22条は、公益通報に伴う通報者(市職員)の保護について定めています。</li> <li>・公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等や、公益通報に関して事業者及び行政機関がとるべき措置を定めて、公益通報者の保護等を図ることを目的として、公益通報者保護法が制定されています。</li> <li>・公正な社会を実現するという公益のために必要な条文として、あえて市政の運営のなかで明記しました。</li> <li>・「違法と思われる行為などに対し」の条文には、結果だけではなく、起ころうとしている事実や不利益につながるような出来事も含みます。</li> <li>・「市の職員等」には市の附属機関の各種委員等も含まれています。</li> <li>・市の執行機関としては、この規定に基づき、通報を受ける体制を整備することになります。</li> </ul>

担当課	総務課	関係課	全課		
現 状	① 平成23年4月1日に合志市職員等公益通報者保護要綱を施行しました。 ② 現時点で適用事例はありません。				
課 題	① 要綱について、全職員に対する周知徹底が必要です。				
今後の取り組み	① 適用事例が発生しないことが最善ですが、対象となりうるケースがある場合は、職員の権利擁護のために十分な説明と周知を行なっていきます。				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
					
	特記事項				
取り組み状況 (平成24年9月)	平成23年度は適用事例はありませんでした。 平成24年度については、8月末現在で適用事例はありません。				
取り組み状況 (平成25年3月)	平成24年度については、2月末現在で適用事例はありません。				
取り組み状況 (平成25年9月)	平成25年3月及び平成25年度については、8月末現在で適用事例はありません。				
取り組み状況 (平成26年3月)	平成25年度については、2月末現在で適用事例はありません。				
取り組み状況 (平成26年9月)	平成26年度は適用事例はありませんでした。 平成26年度については、8月末現在で適用事例はありません。				

取り組み状況  
(平成27年3月)

平成26年度については、2月末現在で適用事例はありません。

## 1 2. 行政評価（第23条関係）

条 文	解 説
<p>(行政評価)</p> <p>第23条 本市の行政評価は、総合計画の進行管理を行うための仕組みであり、計画に掲げる目標の達成状況及び成果を検証し、及び評価し、その結果を次のより良い企画、計画立案及び改善に結び付けることを基本とします。</p> <p>2 市の執行機関は、参画及び協働を進める共通の仕組みとして行政評価を活用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第23条は、行政評価について定めています。</li> <li>・第15条で示したまちの最上位の計画である総合計画の達成に向けて、行政評価システムを行政経営の手段(仕組み)として、市民との情報共有を含めた、協働によるまちづくりをすすめるための共通の道具として活用していくことを条文として定めました。</li> <li>・総合計画の進行管理を行うための仕組みとしての行政評価システムを、経営のための手段と位置付け、今後も運用していくことを担保しています。</li> <li>・行政評価を活用するなかで、アンケート調査や市政座談会、総合政策審議会での審議やマネジメントシートを活用した市民と職員、議員との意見交換などにより市民の意見を聞き、次の改革・改善に活かしていくことも経営の中に含まれます。</li> </ul>

担当課	企画課	関係課	施策別の主管課・関係課		
現 状	<p>① 総合計画における各施策について、毎年度実施した成果指標の把握・分析し評価を行ない、評価結果について議会と市総合政策審議会から意見をいただき、次年度経営方針へ反映させることにより、PDCAサイクルで進行管理を行なっています。</p> <p>② 毎年、各施策の評価結果として施策マネジメントシートを市ホームページで公表しています。</p> <p>③ 各事務事業について、事務事業マネジメントシートを市ホームページで公表しています。</p>				
課 題	<p>① 施策については、内部評価後、外部評価を実施していますが、各事務事業については、内部評価のみ行なっており、外部評価の必要性が問われています。</p>				
今後の取り組み	<p>① 引き続き施策評価を実施し、総合計画の進行管理を行なっていきます。</p> <p>② 事務事業において、事業仕分けを実施し、外部評価の必要性を含めた検証・検討を行ないます。</p>				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
	<p>事業仕分け(試行)実施</p> <p>参画・協働のための行政評価・事業仕分けの実施</p>				
	特記事項				

<p>取り組み状況 (平成24年9月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、施策マネジメントシート及び事務事業マネジメントシートを市ホームページで公表しています。</p> <p>平成24年度実施状況(8月までの実績及び9月以降の予定)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成23年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成23年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回)を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出 ～8月 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(4委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成25年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整 ～2月</p> <p>② 合志市事業仕分け委員会設置規則(委員:24人)、合志市事業仕分け実施要綱を制定し、各事務事業について検証・検討を行なっています。</p> <p>[事業仕分け実施状況]</p> <p>平成23年度 実施期日:平成23年8月21日(日)、28日(日) 2日間 対象事業: 16事業 仕分け結果: 廃止(不要)..... 1 民間・市民による実施... 1 市実施(改善)..... 13 市実施(現状)..... 1</p> <p>平成24年度 実施期日:平成24年8月9日(土)、11日(土)、23日(木)、25日(土) 4日間 対象事業: 32事業 仕分け結果: 廃止(不要)..... 1 民間・市民による実施..... 2 市実施と市実施以外が同数..... 1 市実施(改善)..... 20 市実施(現状)..... 7 市実施(現状)と市実施(改善)が同数... 1</p>
<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、施策マネジメントシート及び事務事業マネジメントシートを市ホームページで公表しました。</p> <p>平成24年度実施状況(平成25年2月までの実績)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成23年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成23年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回)を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出 ～8月 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(4委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p>

	<p>9月 市議会から市長へ意見書提出  10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成25年度経営方針を検討・決定  11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討  12月 予算編成・調整  ～2月</p> <p>② 合志市事業仕分け委員会設置規則(委員:24人)、合志市事業仕分け実施要綱により各事務事業について検証・検討を行ないました。  平成25年度は、名称を「合志市事務事業検証会」とし、32事業を検証していく予定です。  〔事業仕分け実施状況〕  平成24年度 実施期日:平成24年8月9日(土)、11日(土)、23日(木)、25日(土) 4日間  対象事業: 32事業  仕分け結果:廃止(不要)…………… 1  民間・市民による実施…………… 2  市実施と市実施以外が同数…………… 1  市実施(改善)…………… 20  市実施(現状)…………… 7  市実施(現状)と市実施(改善)が同数… 1</p>
<p>取り組み状況  (平成25年9月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、施策マネジメントシート及び事務事業マネジメントシートを市ホームページで公表しています。</p> <p>平成25年度実施状況(9月までの実績及び10月以降の予定)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成24年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握)  事務事業マネジメントシートにより、平成24年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回)を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出  ～8月 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(3委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出  10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成26年度経営方針を検討・決定  11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討  12月 予算編成・調整  ～2月</p> <p>② 合志市事業仕分けについては、平成25年度から名称を「合志市事務事業検証会」とし、32事業の検証・検討を行なっています。  〔事業仕分け実施状況〕  平成25年度 実施期日:平成25年7月27日(土)、8月1日(木)、3日(土)、8日(木) 4日間  対象事業: 32事業  仕分け結果:廃止(不要)…………… 1  民間・市民による実施…………… 2  市実施(改善)…………… 13  市実施(現状)…………… 16</p>

<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、施策マネジメントシート及び事務事業マネジメントシートを市ホームページで公表しました。</p> <p>平成25年度実施状況(平成26年2月までの実績)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成24年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成24年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回)を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出 ～8月 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(3委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成26年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整 ～2月</p> <p>② 合志市事業仕分けについては、平成25年度から名称を「合志市事務事業検証会」とし、32事業の検証・検討を行ないました。平成26年度は、16事業を検証していく予定です。 〔事業仕分け実施状況は、上記の平成25年9月報告内容と同じ〕</p>
<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、施策マネジメントシート及び事務事業マネジメントシートを市ホームページで公表しています。</p> <p>平成26年度実施状況(9月までの実績及び10月以降の予定)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成25年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成25年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回)を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出 ～8月 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(3委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成27年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整 ～2月</p> <p>② 合志市事務事業検証会を開催し16事業の検証・検討を行ないました。 〔事業検証実施状況〕</p> <p>平成26年度 実施期日:平成26年8月18日(月)、21日(木)、25日(月)、28日(木) 4日間 対象事業: 16事業 検証結果: 市実施(改善)..... 9 市実施(現状)..... 7</p>

<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、施策マネジメントシート及び事務事業マネジメントシートを市ホームページで公表しています。</p> <p>平成26年度実施状況(2月までの実績)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成25年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成25年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回)を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出</p> <p>～8月 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(3委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成27年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整</p> <p>～2月</p> <p>2月 公表</p> <p>② 合志市事務事業検証会を開催し16事業の検証・検討を行ないました。 〔事業検証実施状況〕</p> <p>平成26年度 実施期日:平成26年8月18日(月)、21日(木)、25日(月)、28日(木) 4日間 対象事業: 16事業 検証結果: 市実施(改善)..... 9 市実施(現状)..... 7</p>
-----------------------------	---

### 1 3. 財政運営及び公表（第 2 4 条関係）

条 文	解 説
（財政運営及び公表） 第24条 市の執行機関は、将来にわたって健全な財政運営を持続するため、総合計画及び行政評価と連動した財政の仕組みを確立し、本市の財政運営に関する情報について、市民に分かりやすく公表します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第24条は、市の財政運営とその公表について定めています。</li> <li>・将来にわたって健全な財政運営を持続するため、身の丈に合った財政計画を立て、総合計画及び行政評価システムと連動し、計画の実施は財政計画の範囲内で行うこととする仕組みづくりを求めています。</li> <li>・財政情報に関する情報は、広報やホームページなどを使い、市民が分かりやすく、理解できるような工夫をして公表するよう決めました。</li> </ul>

担当課	財政課・企画課	関係課	全課		
現 状	① 行政評価システムと財務システムを連動し、総合計画に沿った予算編成を行なっています。 ② 予算・決算等に関する財政情報は、適時市広報紙やホームページ等で公表しています。				
課 題	① 法令に沿った公表は行なっており大きな課題はありませんが、今後は新地方公会計(全国統一的な基準による財務書類等の作成)の整備推進が求められていきます。				
今後の取り組み	① 引き続き適正な財政状況を維持するため、財政計画を基本とし、総合計画と行政評価に連動した予算編成と適正な執行を行ないます。 ② 引き続き財政状況の公表を行なっていきます。				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
	<p>The diagram shows two horizontal bars with arrowheads on the right side, indicating ongoing activities. The top bar, labeled '総合計画と行政評価に連動した予算編成', spans from H23 to H27. The bottom bar, labeled '財政状況の公表', also spans from H23 to H27.</p>				
特記事項					



<p>取り組み状況 (平成24年9月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、評価結果を次年度予算編成へ反映させています。</p> <p>平成24年度実施状況(8月までの実績及び9月以降の予定)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成23年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成23年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回) ～8月 を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(4委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成25年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整 ～2月</p> <p>② 予算決算等に関する財政情報を、適時市広報紙やホームページ等で公表しています。</p> <p>○財政事情の公表(主な公表内容)</p> <p>平成23年6月 平成23年度当初予算 平成22年度下半期補正予算 平成22年度予算執行状況</p> <p>平成23年12月 平成22年度決算 平成23年度上半期補正予算 平成23年度上半期予算執行状況</p> <p>平成24年6月 平成24年度当初予算 平成23年度下半期補正予算 平成23年度予算執行状況</p> <p>○その他公表 予算・決算説明資料 バランスシート 健全化判断比率・資金不足比率</p>
-----------------------------	---

<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、評価結果を次年度予算編成へ反映させています。</p> <p>平成24年度実施状況(平成25年2月までの実績)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成23年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成23年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回) ～8月 を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(4委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成25年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整 ～2月</p> <p>② 平成24年12月 平成23年度決算 平成24年度上半期補正予算 平成24年度上半期予算執行状況</p>
<p>取り組み状況 (平成25年9月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、評価結果を次年度予算編成へ反映させています。</p> <p>平成25年度実施状況(9月までの実績及び10月以降の予定)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成24年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成24年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回) ～8月 を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(3委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成26年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整 ～2月</p> <p>② 財政事情の公表を行いました(平成25年6月) 平成25年度当初予算 平成24年度下半期補正予算 平成24年度予算執行状況</p>

<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、評価結果を次年度予算編成へ反映させています。</p> <p>平成25年度実施状況(平成26年2月までの実績)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成24年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成24年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回)を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出</p> <p>～8月 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(3委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成26年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整 ～2月</p> <p>② 財政事情の公表を行いました(平成25年12月)</p> <p>平成24年度決算状況 平成25年度上半期補正予算の状況 平成25年度上半期予算執行状況</p>
<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、評価結果を次年度予算編成へ反映させています。</p> <p>平成26年度実施状況(9月までの実績及び10月以降の予定)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成25年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成25年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回)を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出</p> <p>～8月 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(3委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成27年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整 ～2月</p> <p>② 財政事情の公表を行ないました(平成26年6月)</p> <p>平成26年度当初予算 平成25年度下半期補正予算 平成25年度予算執行状況</p>

<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 合志市総合計画(計画期間H20～H27)第2期基本計画(計画期間H23～H27)について、行政評価システムにより毎年度進行管理を行ない、評価結果を次年度予算編成へ反映させています。</p> <p>平成26年度実施状況(平成27年3月までの実績)</p> <p>5月 第2期基本計画の各施策・各事務事業について、平成25年度の実績把握(市民アンケート調査実施や成果数値の把握) 事務事業マネジメントシートにより、平成25年度実施の振り返り</p> <p>6月 全26施策について施策マネジメントシートにより、各施策における事務事業の貢献度評価など目標達成度評価の実施</p> <p>7月 各施策の評価結果を基に、政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)の意見集約</p> <p>7月 ① 市総合政策審議会(委員20名)へ評価結果を提示し、審議会会議(3回)を開催し、審議会の意見の取りまとめ → 市長へ意見書提出</p> <p>～8月 ② 市議会へ評価結果を提示し、各常任委員会(3委員会)での意見の取りまとめ及び議会全体の意見取りまとめ</p> <p>9月 市議会から市長へ意見書提出</p> <p>10月 市総合政策審議会及び市議会からの評価結果意見を踏まえて、政策推進本部会議で、平成27年度経営方針を検討・決定</p> <p>11月 各施策について、事務事業優先度評価作業の実施及び予算の検討</p> <p>12月 予算編成・調整 ～2月</p> <p>② 財政事情の公表を行ないました(平成26年12月)</p> <p>平成25年度決算状況 平成26年度上半期補正予算の状況 平成26年度上半期予算執行状況</p>
-----------------------------	--

#### 1 4. 参画及び協働の原則（第25条関係）

条 文	解 説
<p>(参画及び協働の原則) 第25条 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、お互いの知恵と力を出し合い、参画及び協働によるまちづくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第25条は、まちづくりにおける参画と協働の原則を定めたものです。</li> <li>・第3条で定義した「参画」と「協働」がスムーズに行われるために、自治の主体者である、市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりという同じ目標に向かって、お互いを高め合い、協力しながら取り組むことを示しています。</li> <li>・参画及び協働のためには、本条例の前文で示す情報の共有が前提であり、第5章市政の運営の第18条でも情報を共有し説明責任を果たすことが規定されており、「参画及び協働の原則」には欠かせないものであることは言うまでもありません。</li> </ul>

担当課	企画課	関係課	全課		
現 状	<p>① 各区(自治会)では、環境美化作業、ごみステーションの管理や公園管理など協働により取り組んでいます。</p> <p>② 各地域では地域防犯パトロール、地域での子ども見守りなど協働により取り組んでいます。</p>				
課 題	① 参画及び協働によるまちづくりへの取り組みについて、細部にわたる具体的な整理ができていない状況です。				
今後の取り組み	① 市民、市議会及び市の執行機関が共通理解を持ち、スムーズに参画・協働が行なえるよう「参画と協働のガイドライン(仮称)」を作成し、ガイドラインに沿った推進を行ないます。				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
特記事項					
取り組み状況 (平成24年9月)	<p>① 市民、市議会及び市の執行機関が共通理解を持ち、スムーズに参画・協働が行なえるよう「参画と協働のガイドライン(仮称)」の検討を行なっていますが、策定における課題を整理し、現在検討中です。</p> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガイドライン」といえば、「基本的な考えた方」、「目的や対象範囲」、「進め方」、「目指すべき方向性」などを明記しているものが一般的です。他市の事例では、20ページ前後で策定されているものが多く、更にもその内容を簡潔にまとめたものを策定するといったものがあります。市民への共通理解を持ってもらうために策定することから、簡潔で分かりやすいものの策定でよいのか、他市同様に策定を行なうべきか。</li> </ul>				
取り組み状況 (平成25年3月)	① 現在、「参画と協働のガイドライン(仮称)(案)」を策定中であり、平成24年9月開催の委員会における意見(キャッチフレーズなど)も踏まえ、策定を行なう予定です。				
取り組み状況 (平成25年9月)	① 自治基本条例推進キャッチフレーズの決定も踏まえ、策定を行なう予定です。				
取り組み状況 (平成26年3月)	① 市における「参画と協働」の現状検証も踏まえたうえで、策定内容を検討していく予定です。				
取り組み状況 (平成26年9月)	① 市における「参画と協働」の現状検証も踏まえたうえで、策定内容を検討していく予定です。				

取り組み状況 (平成27年3月)	① 市における「参画と協働」の現状検証も踏まえたうえで、策定内容を検討していく予定です。
---------------------	--

### 15. 参画機会の充実（第26条関係）

条 文	解 説
（参画機会の充実） 第26条 市の執行機関は、協働によるまちづくりを進めるため、市民が自らの意思で主体的にかかわることのできる機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第26条は、参画機会の充実について定めたものです。</li> <li>・参画のための制度としては、各種審議会等の委員の構成における公募委員の制度化や、パブリックコメント、市民ワークショップ、市民の意向を聞くアンケート調査などがあります。</li> <li>・協働によるまちづくりをすすめるための手段として、市の執行機関は、効果的な各々の制度を充実し運用することを求めています。</li> </ul>

担当課	企画課	関係課	全課
現 状	① 合志市パブリック・コメント手続要綱により、市の政策等の企画立案過程において広く市民に意見を求めています。 ② 市政への提案箱を設置し、市政への提案を募集しています。 ③ 市各種計画の策定については、市民への説明会開催等により、その必要性や計画内容を説明し、参画機会の場として、市民ワークショップ等を開催しています。 ④ 市長とのふれあいミーティングを実施しています。		
課 題	① 市政への提案箱設置では、具体的な提案がない状況です。 ② 各種説明会、ワークショップ等への参加者が少ない状況です。		
今後の取り組み	① まちづくり事業提案制度を制定し、参画機会の充実を図ります。 ② ソーシャルメディアなどインターネットを活用し、多くの市民が参画できる機会の充実を図ります。		

取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
特記事項					

取り組み状況 (平成24年9月)	① まちづくり事業提案制度を制定については、市政に反映させることを目的として、平成23年11月に「合志市まちづくり事業提案制度要綱」を制定し、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。  （まちづくり事業提案制度による認定状況） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>認定番号</th> <th>事業名</th> <th>提案者</th> <th>認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>合志市ことば教育推進事業</td> <td>岩元克雄(西須屋団地)</td> <td>H23.12.23</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>合志元気体操普及事業</td> <td>合志市スポーツ推進委員会</td> <td>H24.4.23</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>合志メガソーラー設置事業</td> <td>熊本製粉株式会社</td> <td>H24.7.25</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>かえでの森で、今日から始める新しい絆事業</td> <td>特定非営利活動法人 ひと・学び支援センター熊本</td> <td>H24.7.26</td> </tr> </tbody> </table>	認定番号	事業名	提案者	認定日	第1号	合志市ことば教育推進事業	岩元克雄(西須屋団地)	H23.12.23	第2号	合志元気体操普及事業	合志市スポーツ推進委員会	H24.4.23	第3号	合志メガソーラー設置事業	熊本製粉株式会社	H24.7.25	第4号	かえでの森で、今日から始める新しい絆事業	特定非営利活動法人 ひと・学び支援センター熊本	H24.7.26
認定番号	事業名	提案者	認定日																		
第1号	合志市ことば教育推進事業	岩元克雄(西須屋団地)	H23.12.23																		
第2号	合志元気体操普及事業	合志市スポーツ推進委員会	H24.4.23																		
第3号	合志メガソーラー設置事業	熊本製粉株式会社	H24.7.25																		
第4号	かえでの森で、今日から始める新しい絆事業	特定非営利活動法人 ひと・学び支援センター熊本	H24.7.26																		
	② 多くの市民が参画できる機会の充実のため、平成23年11月から市公式ツイッターの運用を開始しました。																				

<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>① 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成25年3月11日現在では、2件の事業提案について以下のとおり審議中です。 提案第5号(平成24年10月提案) 事業内容で検討する部分が多いため、継続審議中となっています。 提案第6号(平成25年3月提案) 事業内容の確認を行ない、実現可能性を検討中です。</p> <p>② 引き続きツイッターなどを活用するとともに、ソーシャルメディアの利用について検討していきます。</p>								
<p>取り組み状況 (平成25年9月)</p>	<p>① 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成24年10月～平成25年9月13日時点まで、3件の提案受付を行ない、このうち1件を認定第5号として事業認定し、2件については継続審議中となっています。</p> <p>(まちづくり事業提案制度による認定状況)</p> <table border="1" data-bbox="387 768 1398 902"> <thead> <tr> <th>認定番号</th> <th>事業名</th> <th>提案者</th> <th>認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5号</td> <td>地域で支え合う在宅高齢者・障がい者、子育て世帯の生活支援事業</td> <td>株式会社 サンコーライフサポート</td> <td>H25.8.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 引き続きツイッターなどを活用し情報発信を行なっていくとともに、ソーシャルメディアの利用について、他団体の事例等を研究し、検討していきます。</p>	認定番号	事業名	提案者	認定日	第5号	地域で支え合う在宅高齢者・障がい者、子育て世帯の生活支援事業	株式会社 サンコーライフサポート	H25.8.29
認定番号	事業名	提案者	認定日						
第5号	地域で支え合う在宅高齢者・障がい者、子育て世帯の生活支援事業	株式会社 サンコーライフサポート	H25.8.29						
<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成25年10月～平成26年3月10日時点まで、1件の提案受付を行ない、認定第6号として事業認定しました。</p> <table border="1" data-bbox="371 1245 1409 1379"> <thead> <tr> <th>認定番号</th> <th>事業名</th> <th>提案者</th> <th>認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6号</td> <td>「ゴミ量データ」の環境政策への活用事業</td> <td>株式会社 セイブクリーン</td> <td>H26.3.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 引き続きツイッターなどを活用し情報発信を行なっていくとともに、ソーシャルメディアの利用について、他団体の事例等を研究し、検討していきます。</p>	認定番号	事業名	提案者	認定日	第6号	「ゴミ量データ」の環境政策への活用事業	株式会社 セイブクリーン	H26.3.19
認定番号	事業名	提案者	認定日						
第6号	「ゴミ量データ」の環境政策への活用事業	株式会社 セイブクリーン	H26.3.19						
<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成26年3月11日～平成26年10月2日時点まで、1件の提案受付を行ない、認定第7号として事業認定しました。</p> <table border="1" data-bbox="383 1783 1441 1899"> <thead> <tr> <th>認定事業</th> <th>事業名</th> <th>提案者</th> <th>認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7号</td> <td>スマートヘルスケアハウス事業</td> <td>株式会社くまもと健康支援研究所</td> <td>H26.4.28</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 引き続きツイッターなどを活用し情報発信を行なっていくとともに、ソーシャルメディアの利用について、他団体の事例等を研究し、検討していきます。</p>	認定事業	事業名	提案者	認定日	第7号	スマートヘルスケアハウス事業	株式会社くまもと健康支援研究所	H26.4.28
認定事業	事業名	提案者	認定日						
第7号	スマートヘルスケアハウス事業	株式会社くまもと健康支援研究所	H26.4.28						



<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 引き続き、合志市まちづくり事業提案制度要綱により、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集しています。 平成26年10月3日～平成27年2月25日時点まで、1件の提案受付を行ない、認定第8号として事業認定しました。</p>									
	<table border="1" data-bbox="386 302 1436 421"> <thead> <tr> <th data-bbox="386 302 513 347">事業認定</th> <th data-bbox="513 302 917 347">事業名</th> <th data-bbox="917 302 1295 347">提案者</th> <th data-bbox="1295 302 1436 347">認定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="386 347 513 421">第8号</td> <td data-bbox="513 347 917 421">地域の高齢者・子ども・障がい者に対して地域住民による生活支援事業</td> <td data-bbox="917 347 1295 421">ぽっかぽかすずかけ</td> <td data-bbox="1295 347 1436 421">H26.12.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 引き続きツイッターなどを活用し情報発信を行なっていくとともに、ソーシャルメディアの利用について、他団体の事例等を研究し、検討していきます。</p>			事業認定	事業名	提案者	認定日	第8号	地域の高齢者・子ども・障がい者に対して地域住民による生活支援事業	ぽっかぽかすずかけ
事業認定	事業名	提案者	認定日							
第8号	地域の高齢者・子ども・障がい者に対して地域住民による生活支援事業	ぽっかぽかすずかけ	H26.12.12							

## 16. 審議会等への参画（第27条関係）

条 文	解 説
（審議会等への参画） 第27条 市長は、審議会等の委員を選任する場合は、公平に幅広い人材が登用されるよう、構成員の全部又は一部の公募による選任及び男女の構成にも配慮します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第27条は、審議会等への参画について定めたものです。</li> <li>・現在でも、市の各種委員会等への委員の選出については、構成する委員の一部を市民からの公募によって選出していますが、ここで、はっきりと明記することによって、公平に幅広い人材が登用されることを求めるものです。</li> <li>・構成員の全部又は一部としたのは、委員の全部を公募によって選任することができるとした上で、専門的な委員や必須委員を除く他の委員について一部を公募によって選出することを求めています。また、合志市男女共同参画推進行動計画の趣旨にのっとり、委員の男女構成にも配慮するよう求めています。</li> </ul>

担当課	総務課	関係課	全課		
現 状	① 公募…審議会等の委員を選任する場合の公募については、現在も実施しているものも多いが、その、審議会等の性質上公募を行っていないものもあります。 ② 男女比…性別の偏りをなくすよう、合志市男女共同参画まちづくり条例や合志市男女共同参画推進行動計画に基づき、女性の割合が40%以上となることを目標としています。改選の際に「男女比が6:4以上となるように」と各課等には指示をしています。 ◎合志市の各種審議会等の女性登用率（県の調査に準ずる地方自治法第202条の3関係） 平成22年度末：地方自治法180条の5（選挙管理委員会等）：12.0% 地方自治法202条の3（防災会議等）：22.0% その他（各種委員会）：32.4% 計28.7%				
課 題	① 公募…公募を行っていない審議会等があり、公募に対する指針もありません。 ② 男女比…各種団体の推薦等により男性に偏りがちで、目標の40%に届いていない審議会等があります。				
今後の取り組み	① 公募…各種委員会等における公募委員の指針を作成し、公募を行なっていきます。 ② 男女比…いわゆる「あて職」により、所属団体の代表などで男性の場合が多く、団体推薦については課題がありますので、その部分については、推薦時に各課等における検討をお願いする予定です。				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
	公募指針の策定		公募指針に基づき一定の公募委員数を確保		
男女共同参画行動計画の検討		男女共同参画推進行動計画に基づき女性40%を目指す			
特記事項					

<p>取り組み状況 (平成24年9月)</p>	<p>① 各種審議会、委員会等における委員の公募基準について、10月施行に向けて検討を行なっています。 (検討経緯) 3月～4月 総務課・企画課において、委員公募基準(案)を検討 5月 行政経営推進部会議(庁内会議:課長級)において、委員公募基準(案)の検討 7月 政策推進本部会議(庁内会議:市長、副市長、教育長、各部長級)において、委員公募基準(案)の検討・承認 8月～9月 最終確認・決定 (委員公募基準の内容) ・委員総数の1割以上を公募により選任 ・同一審議会等における公募による委員の再任は、原則禁止 ・他の審議会等の公募による委員との併任は、原則禁止</p> <p>② 男女比については、審議会等委員委嘱に係る起案文書を総務課合議としており、その都度「女性の割合40%以上」を確認・指示しています。 ・各種審議会等の女性登用率(県の調査に準ずる地方自治法第202条の3関係) 平成23年度末:地方自治法180条の5(選挙管理委員会等) : 11.6% 地方自治法202条の3(防災会議等) : 23.5% その他(各種委員会) : 28.5% 平均 26.2%</p>
<p>取り組み状況 (平成25年3月)</p>	<p>① 各種審議会、委員会等における委員の公募基準を定め、10月1日施行しました。 (委員公募基準の内容) ・委員総数の1割以上を公募により選任 ・同一審議会等における公募による委員の再任は、原則禁止 ・他の審議会等の公募による委員との併任は、原則禁止</p> <p>② 引き続き、男女比については、審議会等委員委嘱に係る起案文書を総務課合議としており、その都度「女性の割合40%以上」を確認・指示しています。 また、市防災会議について、委員のうち5人以上は女性とする内容の条例改正を平成25年第1回市議会定例会に提案しました。</p>
<p>取り組み状況 (平成25年9月)</p>	<p>① 引き続き各種審議会、委員会等における委員の選任にあたっては、公募基準により公募による委員も選任しています。</p> <p>② 引き続き、男女比については、審議会等委員委嘱に係る起案文書を総務課合議としており、その都度「女性の割合40%以上」を確認・指示しています。 また、市防災会議について、委員のうち5人以上は女性とする内容の改正条例が平成25年第1回市議会定例会で議決され、平成25年度の市防災会議より適用を行ない5名の女性委員を選任しました。</p> <p>各種審議会等の女性登用率(平成25年3月31日現在) 地方自治法180条の5(選挙管理委員会等) : 16.3% 地方自治法202条の3(防災会議等) : 27.3% その他(各種委員会) : 29.8% 平均 28.4%</p>
<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>① 引き続き各種審議会、委員会等における委員の選任にあたっては、公募基準により公募による委員も選任しています。</p> <p>② 引き続き、男女比については、審議会等委員委嘱に係る起案文書を総務課合議としており、その都度「女性の割合40%以上」を確認・指示しています。 また、国民保護協議会条例の一部を改正し、市防災会議と同様に委員のうち5人以上は女性となるように改正しました。</p>
<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 引き続き各種審議会、委員会等における委員の選任にあたっては、公募基準により公募による委員も選任しています。</p> <p>② 引き続き、男女比については、審議会等委員委嘱に係る起案文書を総務課合議としており、その都度「女性の割合40%以上」を確認・指示しています。 また、国民保護協議会条例の一部を改正し、市防災会議と同様に委員のうち5人以上は女性となるように改正し、今年度より5名の女性委員に辞令が交付されました。</p>

<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 引き続き各種審議会、委員会等における委員の選任にあたっては、公募基準により公募による委員も選任しています。</p> <p>② 引き続き、男女比については、審議会等委員委嘱に係る起案文書を総務課合議としており、その都度「女性の割合40%以上」を確認・指示しています。</p> <p>また、国民保護協議会条例の一部を改正し、市防災会議と同様に委員のうち5人以上は女性となるように改正し、今年度より5人の女性委員に辞令が交付されました。</p> <p>また、選挙管理委員会に初の女性委員が誕生しました。</p>
-----------------------------	---

## 17. コミュニティ活動（第30条関係）

条 文	解 説
<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第30条 コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提に、様々な生活形態を基礎にして形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。</p> <p>2 各コミュニティは、それぞれの自発的で自律的な活動を通して情報の共有を図り、連携し尊重し合いながら、地域社会を多様に支え合うことを目的とします。</p> <p>3 市の執行機関は、地域の課題を解決し公的な利益や社会貢献につながるコミュニティ活動に対し、必要な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第30条では、地域共同体活動、地域社会活動としてのコミュニティ活動について定めています。</li> <li>・「コミュニティ」の意味を広く捉え、「市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提に、様々な生活形態を基礎にして形成する多様なつながり、組織及び集団」とし、その活動を地域やテーマに限定せず、極端に言えば2人以上のつながりからコミュニティと考えることができるよう広く定義しています。</li> <li>・市の執行機関が行なう「必要な支援」とは、補助金等の財政的な支援も含まれますが、あくまで市民活動団体の自主性を重視し、市(行政)の主導になってしまわないようにとの思いが込められています。</li> <li>・「コミュニティ」とは、区や自治会、地域のつながりを母体として公益や社会貢献につながる活動を行なっている団体、NPO団体やボランティア活動団体など、テーマを基に結成され、公益や社会貢献につながる活動を行なっている市民活動団体を指す、テーマコミュニティ団体があります。</li> <li>・コミュニティについては、その単語の内容が、多くの意味に解釈できることが影響し、その理解が個々に異なることから、合志市のコミュニティについて定義付けをしています。</li> <li>・市民は、市民の権利(第6条)で示したとおり、まちづくりへの参画の権利を持ち、コミュニティをはじめ、市議会及び市の執行機関と協働する権利を持ち、まちづくりに関して、自らの意見を表明又は提案する権利を持っています。ここでは、コミュニティ活動を通じて、互助、共助の精神(もやい(催し合い:もよおしあい)の精神やお互い助け合う心)を育み、互いに尊重し合いながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域づくりに向けて行動しようという思いを表しています。</li> </ul>

担当課	総務課・企画課	関係課	全課
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自治会活動、コミュニティ活動がより積極的に実施されていくよう、ソフト・ハード面で支援を行なっています。</li> <li>② 区長連絡協議会でコミュニティあり方検討委員会を設立し、今後のあり方の検討を開始しました。</li> <li>③ 活力と個性ある地域づくり事業として旧両町で実施していた地区魅力化事業が現在休止状態です。</li> </ul>		
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧合志エリアと旧西合志エリアの運営方法がコミュニティ方式と自治公民館方式で異なります。</li> <li>② 地域の課題を解決し公的な利益や社会貢献につながる地域活動に対し、具体的な支援を行なっていく必要があります。</li> </ul>		
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① あり方検討委員会の結論に留意しながら、今後のコミュニティ醸成についてどのような方式が適当かを検討していきます。</li> <li>② 地区魅力化事業の後継事業として、新たな支援策を検討し、地域活動への支援を行なっていきます。</li> </ul>		

	H23	H24	H25	H26	H27
取り組みスケジュール					
取り組み状況 (平成24年9月)	<p>① 合志市区長連絡協議会にて、コミュニティあり方委員会での検討と12月の嘱託員(区長)会議で区長への説明を行なってきました。北部地域と南部地域、また、旧西合志エリアと旧合志エリアで意識の差があり、「コミュニティ組織を早急に」という考えと、「まだじっくりと検討して」という考えが混在しています。強制するのではなく、地域の意向を把握しながら、地域からの立ち上がりを支援しながら、合志市独自のコミュニティのあり方を検討していきます。</p> <p>② 地区魅力事業の後継事業について、課題を整理し、現在検討中です。具体的課題として次の点があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区魅力化事業については、行政区単位で、1年目に計画策定(ソフト事業)、2年目活動事業(ハード事業含む)で実施していましたが、経費面で3年目以降の継続的な活動ができない状況もあります。</li> <li>・地区の全体的な地区魅力化とは別に、より取り組みやすい地域課題に特化したものへの検討も必要ではないか。</li> <li>・新たな取り組み地区の掘り起こしをどうするのか。</li> <li>・新たな財源確保。</li> </ul>				
取り組み状況 (平成25年3月)	<p>① 引き続き強制するのではなく、地域の歴史や現状及び区民の意向を把握しながら、地域からの立ち上がりを支援しながら、合志市独自のコミュニティのあり方を検討していきます。</p> <p>② 地区魅力事業の後継事業については、課題を整理し検討中であり、より取り組みやすい制度となるよう検討を行なっていきます。</p>				
取り組み状況 (平成25年9月)	<p>① 引き続き強制するのではなく、地域の歴史や現状及び区民の意向を把握しながら、地域からの立ち上がりを支援し、区長連絡協議会との連携を図りながら合志市独自のコミュニティのあり方を検討していきます。</p> <p>② 地区魅力事業の後継事業については、新たな取り組み地区の掘り起こしや財源確保、事業推進方法などを検討していますが、事業実施にあたっての各地区における地域リーダーの発掘、育成といった新たな課題もあり、継続検討中です。</p>				
取り組み状況 (平成26年3月)	<p>① 引き続き強制するのではなく、地域の歴史や現状及び区民の意向を把握しながら、地域からの立ち上がりを支援し、区長連絡協議会との連携を図りながら合志市独自のコミュニティのあり方を検討していきます。 平成25年12月に、今後の自治会・区の運営のあり方に関し、①「区長の任期を2年にすること」、②「総会等の時期を4月に変更していただきたい」の2点について、検討依頼を行ないました。</p> <p>② 地区魅力事業の後継事業については、新たな取り組み地区の掘り起こしや財源確保、事業推進方法、地域リーダーの発掘、育成など含め引き続き検討を行なっていきます。</p>				

<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 引き続き強制するのではなく、地域の歴史や現状及び区民の意向を把握しながら、地域からの立ち上がりを支援し、区長連絡協議会との連携を図りながら合志市独自のコミュニティのあり方を検討していきます。 平成25年12月に、今後の自治会・区の運営のあり方に関し、①「区長の任期を2年にすること」、②「総会等の時期を4月に変更していただきたい」の2点について、検討依頼を行ないました。 平成26年5月の嘱託員(区長)会議の中で、「嘱託員(区長)の手引き」を説明する際に、文書を発送した旨と各区・自治会での検討を再度依頼しました。</p> <p>② 地区魅力事業の後継事業については、新たな取り組み地区の掘り起こしや財源確保、事業推進方法、地域リーダーの発掘、育成など含め引き続き検討を行なっていきます。</p>
<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 引き続き強制するのではなく、地域の歴史や現状及び区民の意向を把握しながら、地域からの立ち上がりを支援し、区長連絡協議会との連携を図りながら合志市独自のコミュニティのあり方を検討していきます。 平成25年12月に、今後の自治会・区の運営のあり方に関し、①「区長の任期を2年にすること」、②「総会等の時期を4月に変更していただきたい」の2点について、検討依頼を行ないました。 平成26年5月の嘱託員(区長)会議の中で、「嘱託員(区長)の手引き」を説明する際に、文書を発送した旨と各区・自治会での検討を再度依頼しました。 平成27年2月現在で、任期2年が60/82、4月が50/82と増加してきています。</p> <p>② 地区魅力事業の後継事業については、新たな取り組み地区の掘り起こしや財源確保、事業推進方法、地域リーダーの発掘、育成など含め引き続き検討を行なっていきます。</p>

### 18. 合志市自治基本条例推進委員会の設置等（第31条関係）

条 文	解 説
<p>(合志市自治基本条例推進委員会の設置等)            第31条 市長は、附属機関として、合志市自治基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、この条例の運用状況を確認し、参画及び協働によるまちづくりに関する基本的事項について調査し、及び審議し、市長に意見を述べることができます。</p> <p>3 委員会は、市民及び自治に関し識見を有する者によって構成します。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第31条は、本条例に基づく取り組みの進行管理を行うため、自治基本条例推進委員会の設置について定めています。</li> <li>・この条例の目的の達成をめざし、自治の一層の推進を図るため、自治基本条例推進委員会を設置しようという条文です。</li> <li>・自治基本条例推進委員会は、常設の委員会で、市長の付属機関のうち調査機関としての役割を持たせるため、主体的かつ自主的にこの条例の運用状況を確認し、基本的事項について調査・審議するとともに、自治の推進について市長に意見を述べることができることとしています。</li> <li>・自治基本条例推進委員会の委員について、市民及び自治に関し識見を有する者で構成するよう求めており、その他、自治基本条例推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めることとしています。</li> </ul>

担当課	企画課	関係課			
現 状	① 合志市自治基本条例推進委員会条例が平成22年10月1日に施行され、委員選任を行ない、平成23年2月4日に第1回、8月9日に第2回の会議を開催しています。 ② 選任委員は、各団体等からの推薦や公募による委員12名、市議会議員4名、市職員2名、自治に関する専門的知識を有する者2名の合計20名で構成されています。				
課 題	① 委員会の所掌事務として、自治基本条例の運用状況を確認し、運用状況や推進の検証等について、調査・審議することとなっており、年3回程度委員会の開催を予定していますが、検証項目など詳細な内容や開催時期等は決まっていません。				
今後の取り組み	① 自治基本条例推進アクションプランの進行管理に合わせて、委員会への報告時期、報告に対する委員会の開催スケジュール等を検討し、定期的な検証を行なっていきます。				
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27
特記事項					
取り組み状況 (平成24年9月)	① 自治基本条例に基づいて取り組むべき内容及びそのスケジュールをまとめた自治基本条例推進アクションプランを平成23年12月に策定しました。 この自治基本条例推進アクションプランの進行管理を定期的に行なうことにより、条例の運用状況の確認・調査を行ないます。				
取り組み状況 (平成25年3月)	① 自治基本条例推進アクションプランの進行管理を定期的(毎年9月・3月)に行ない、条例の運用状況の確認・調査を行なっています。				
取り組み状況 (平成25年9月)	① 自治基本条例推進アクションプランの進行管理を定期的(毎年9月・3月)に行ない、条例の運用状況の確認・調査を行なっています。				
取り組み状況 (平成26年3月)	① 自治基本条例推進アクションプランの進行管理を定期的(毎年9月・3月)に行ない、条例の運用状況の確認・調査を行なっています。また、今後の自治基本条例推進委員会における検証内容等について協議・検討予定です。				



<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>① 自治基本条例推進アクションプランの進行管理を定期的(毎年9月・3月)に行ない、条例の運用状況の確認・調査を行なっています。また、今後の自治基本条例推進委員会における検証内容等について協議・検討予定です。</p>
<p>取り組み状況 (平成27年3月)</p>	<p>① 自治基本条例推進アクションプランの進行管理を定期的(毎年9月・3月)に行ない、条例の運用状況の確認・調査を行なっています。また、今後の自治基本条例推進委員会における検証内容等について協議・検討予定です。</p>

## 19. 自治基本条例の周知・啓発

担当課	企画課	関係課	全課																																																																																																														
現 状	① 市民への条例の周知・啓発事業として、以下の取り組みを行ってきました。 ・説明会開催(随時) ・条例シンポジウムの開催 ・条例啓発パンフレットの作製・配布(市内全戸) ・市広報「こうし」へのシリーズ(7回)掲載 ・市ホームページへの掲載 ② 自治基本条例推進委員会から条例推進に関する意見をいただきました。																																																																																																																
課 題	① 市民の理解度では、名称周知されていても条例の具体的内容まで理解されている市民は少ない状況です。																																																																																																																
今後の取り組み	① 周知・啓発については、分かりやすい説明方法と繰り返しの啓発が必要であるため、自治基本条例推進委員会からいただいた意見等を参考にし、啓発計画を定めるとともに継続的な啓発を実施していきます。																																																																																																																
取り組みスケジュール	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																																												
特記事項																																																																																																																	
取り組み状況 (平成24年9月)	① 自治基本条例の周知・啓発については、市民への説明会実施、市広報への掲載等を重ね、継続的な周知・啓発を実施していきます。  周知・啓発状況  (1) 説明会等開催及び参加者(平成22年4月～平成24年8月)																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 日</th> <th>時 間</th> <th>場 所</th> <th>対象者</th> <th>内 容</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年 5月24日(月)</td> <td>9:00～10:00</td> <td>合志庁舎 会議室</td> <td>職員</td> <td>職員研修</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>5月24日(月)</td> <td>13:30～14:30</td> <td>西合志庁舎 会議室</td> <td>職員</td> <td>職員研修</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>5月27日(金)</td> <td>9:00～10:00</td> <td>合志庁舎 会議室</td> <td>職員</td> <td>職員研修</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>5月27日(金)</td> <td>13:30～14:30</td> <td>西合志庁舎 会議室</td> <td>職員</td> <td>職員研修</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>8月25日(金)</td> <td>16:00～17:00</td> <td>ヴィーブル 研修室</td> <td>職員</td> <td>職員研修</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td colspan="5">合 計</td> <td>243</td> </tr> <tr> <th>期 日</th> <th>時 間</th> <th>場 所</th> <th>対象者</th> <th>内 容</th> <th>参加者数</th> </tr> <tr> <td>平成22年 6月 3日(木)</td> <td>14:00～15:30</td> <td>坂本研究所</td> <td>マイタウンの会員</td> <td>出前講座での説明</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>7月 8日(木)</td> <td>20:30～21:30</td> <td>中林区公民館</td> <td>中林区民</td> <td>出前講座での説明</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>7月22日(木)</td> <td>10:00～11:30</td> <td>合志庁舎 会議室</td> <td>南ヶ丘小校区民生・児童委員</td> <td>出前講座での説明</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>10月20日(水)</td> <td>8:00～9:45</td> <td>江良区公民館</td> <td>江良区民</td> <td>市長とのふれあいミーティングでの説明</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>11月 6日(土)</td> <td>20:10～21:55</td> <td>南陽区公民館</td> <td>南陽区民</td> <td>市長とのふれあいミーティングでの説明</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>11月 8日(月)</td> <td>19:30～21:00</td> <td>南ヶ丘福祉支援センター</td> <td>武蔵野台区民</td> <td>市長とのふれあいミーティングでの説明</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>11月13日(土)</td> <td>19:30～21:00</td> <td>上庄区公民館</td> <td>上庄区民</td> <td>市長とのふれあいミーティングでの説明</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>11月14日(日)</td> <td>10:30～12:00</td> <td>灰塚区公民館</td> <td>灰塚区民</td> <td>市長とのふれあいミーティングでの説明</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>11月17日(水)</td> <td>19:30～21:10</td> <td>泉ヶ丘区公民館</td> <td>泉ヶ丘区民</td> <td>市長とのふれあいミーティングでの説明</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>12月19日(日)</td> <td>19:00～20:40</td> <td>小池区公民館</td> <td>小池区民</td> <td>市長とのふれあいミーティングでの説明</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>						期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数	平成22年 5月24日(月)	9:00～10:00	合志庁舎 会議室	職員	職員研修	34	5月24日(月)	13:30～14:30	西合志庁舎 会議室	職員	職員研修	54	5月27日(金)	9:00～10:00	合志庁舎 会議室	職員	職員研修	74	5月27日(金)	13:30～14:30	西合志庁舎 会議室	職員	職員研修	42	8月25日(金)	16:00～17:00	ヴィーブル 研修室	職員	職員研修	39	合 計					243	期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数	平成22年 6月 3日(木)	14:00～15:30	坂本研究所	マイタウンの会員	出前講座での説明	13	7月 8日(木)	20:30～21:30	中林区公民館	中林区民	出前講座での説明	43	7月22日(木)	10:00～11:30	合志庁舎 会議室	南ヶ丘小校区民生・児童委員	出前講座での説明	12	10月20日(水)	8:00～9:45	江良区公民館	江良区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	20	11月 6日(土)	20:10～21:55	南陽区公民館	南陽区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	24	11月 8日(月)	19:30～21:00	南ヶ丘福祉支援センター	武蔵野台区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	21	11月13日(土)	19:30～21:00	上庄区公民館	上庄区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	37	11月14日(日)	10:30～12:00	灰塚区公民館	灰塚区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	25	11月17日(水)	19:30～21:10	泉ヶ丘区公民館	泉ヶ丘区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	42	12月19日(日)	19:00～20:40	小池区公民館	小池区民	市長とのふれあいミーティングでの説明
期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数																																																																																																												
平成22年 5月24日(月)	9:00～10:00	合志庁舎 会議室	職員	職員研修	34																																																																																																												
5月24日(月)	13:30～14:30	西合志庁舎 会議室	職員	職員研修	54																																																																																																												
5月27日(金)	9:00～10:00	合志庁舎 会議室	職員	職員研修	74																																																																																																												
5月27日(金)	13:30～14:30	西合志庁舎 会議室	職員	職員研修	42																																																																																																												
8月25日(金)	16:00～17:00	ヴィーブル 研修室	職員	職員研修	39																																																																																																												
合 計					243																																																																																																												
期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数																																																																																																												
平成22年 6月 3日(木)	14:00～15:30	坂本研究所	マイタウンの会員	出前講座での説明	13																																																																																																												
7月 8日(木)	20:30～21:30	中林区公民館	中林区民	出前講座での説明	43																																																																																																												
7月22日(木)	10:00～11:30	合志庁舎 会議室	南ヶ丘小校区民生・児童委員	出前講座での説明	12																																																																																																												
10月20日(水)	8:00～9:45	江良区公民館	江良区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	20																																																																																																												
11月 6日(土)	20:10～21:55	南陽区公民館	南陽区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	24																																																																																																												
11月 8日(月)	19:30～21:00	南ヶ丘福祉支援センター	武蔵野台区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	21																																																																																																												
11月13日(土)	19:30～21:00	上庄区公民館	上庄区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	37																																																																																																												
11月14日(日)	10:30～12:00	灰塚区公民館	灰塚区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	25																																																																																																												
11月17日(水)	19:30～21:10	泉ヶ丘区公民館	泉ヶ丘区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	42																																																																																																												
12月19日(日)	19:00～20:40	小池区公民館	小池区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	37																																																																																																												

平成23年 2月19日(土)	19:30～21:00	大池区公民館	大池区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	14
3月24日(木)	19:30～21:00	須屋区公民館	須屋区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	42
5月21日(土)	15:00～16:30	堀川区公民館	堀川区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	22
6月12日(日)	18:30～20:00	榎ノ本区公民館	榎ノ本区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	58
10月 4日(火)	13:30～15:00	泉ヶ丘市民センター	21世紀のまちづくり会員	出前講座での説明	7
11月24日(木)	19:30～21:10	泉ヶ丘区公民館	泉ヶ丘区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	29
平成24年 1月15日(日)	13:00～14:30	杉並台コミュニティセンター	杉並台区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	52
1月22日(日)	10:00～12:00	黒石原コミュニティセンター	黒石原区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	50
2月19日(日)	10:00～11:30	すずかけ台コミュニティセンター	すずかけ台区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	74
2月22日(水)	19:00～19:30	ヴィーブル2階研修室	太陽グループ	太陽グループ学習会での説明	25
3月 3日(土)	13:00～16:30	ヴィーブル3階研修室	おしゃべりサミット参加者	おしゃべりサミット開催時の最後にチラシを配付し、説明	60
3月11日(日)	10:30～12:00	すずかけ台住民交流サロン	ぼっかほかさずかけ台定例会	定例会のその他でチラシを配付し、説明	18
4月 7日(土)	19:00～21:00	若原区公民館	若原区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	48
4月21日(土)	10:00～12:00	ふれあい館	市ボランティア連絡協議会員	市ボランティア連絡協議会総会で説明	55
5月20日(日)	19:30～21:00	御代志区公民館	御代志区民	市長とのふれあいミーティングでの説明	37
合 計					865

(2) 広報「こうし」への啓発記事の掲載(平成24年1月～8月)

- 平成24年1月号 協働については、ボランティアの推進と重なる部分があり、平成23年11月ボランティア表彰制度を創設し、表彰を実施(3団体、2個人)するとともに、参画・協働によるまちづくりをPR
- 平成24年1月号 地域公共交通利用者のみなさんを対象に、外出時の円滑な移動や地域公共交通に関する情報提供などの支援を行なう「おでかけサポーター」を募集し、参画・協働によるまちづくりへの呼びかけを行ないました。
- 平成24年2月号 積極的な市政への参画を推進していくために、まちづくり事業提案制度を創設し、第1号認定事業(合志市ことば教育推進事業)を紹介するとともに、制度の周知を含め、参画・協働によるまちづくりへの呼びかけを行ないました。
- 平成24年2月号 知識や技能を持っている人を登録し、学びたいと思っている人や団体へ紹介していくことを目的とした人材(財)バンク制度を創設し、参画・協働によるまちづくりへの呼びかけを行ないました。
- 平成24年5月号 「まちづくりのルールやしぐみを考えよう！」というタイトルで、自治基本条例の内容や取り組み・まちづくりなどの説明に何う旨の呼びかけを行ないました。
- 平成24年6月号 まちづくり事業提案第2号認定事業(合志元気体操普及事業)を紹介するとともに、まちづくり事業提案制度の周知、人材(財)バンク制度の周知により参画・協働によるまちづくりへの呼びかけを行なうとともに、自治基本条例の内容や取り組み・まちづくりなどの説明に何う旨の呼びかけを行ないました。

周知・啓発状況

(1) 説明会等開催及び参加者(平成25年9月～平成25年2月)

期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数
平成24年9月30日(日)	19:30～21:00	御代志市民センター	市民	市民座談会	150
10月 4日(木)	19:30～21:00	総合センター ヴィーブル	市民	市民座談会	220
10月 6日(土)	20:00～20:30	平島区公民館	平島区役員	平島区役員会	21
10月20日(土)	10:00～11:30	須屋市民センター	市民	市民座談会	105
10月21日(日)	10:00～11:30	泉ヶ丘市民センター	市民	市民座談会	70
11月23日(金)	10:00～11:30	ヴィーブル 文化ホール	市民	第2回合志市ボランティア表彰でチラシを配布	350
11月25日(日)	10:00～11:30	ヴィーブル 研修室	市民	公共交通シンポジウムでチラシを配布	50

取り組み状況  
(平成25年3月)

平成25年1月13日(日)	14:00～16:00	ヴィーブル 文化ホール	新成人者	平成25年成人式で新成人者へチラシを配布	510
2月16日(土)	9:30～16:00	ヴィーブル 研修室	地域づくり団体関係者他	火の国未来づくり菊池地域ブロック事業(地域の魅力再発見の旅)でチラシを配布し、説明	33
2月28日(木)	19:00～20:30	ヴィーブル 研修室	市民	地域づくり講演会でチラシを配布し、説明	84
期間合計(H24.9～H25.2)					1,593
総合計(H22.4～H25.2)					2,458

(2) 広報「こうし」への啓発記事の掲載(平成24年9月～平成25年3月)

- 平成24年9月号 まちづくり事業提案第3号認定事業(合志メガソーラー設置事業)と第4号認定事業(かえでの森で、今日から始める新しい絆事業)を紹介するとともに、まちづくり事業提案制度の周知により参画・協働によるまちづくりへの呼びかけを行ないました。
- 平成25年1月号 ボランティア表彰(平成24年11月23日実施)の被表彰者の紹介記事で、自治基本条例にある「協働」の実践に対する感謝と、併せて、自治基本条例の内容や取り組み・まちづくりなどの説明に伺う旨の呼びかけを行ないました。
- 平成25年2月号 「沖野遊水地」の活用アイデア募集記事に併せて、自治基本条例による事業提案制度である旨を記載し、参画・協働によるまちづくりへの呼びかけを行ないました。
- 平成25年3月号 合志市上下水道事業運営審議会委員公募、合志市事務事業検証委員会委員公募の記事に併せて、ひまわりドンちゃんのイラストで、自治基本条例により「参画と協働によるまちづくり」を進めていることを周知しました。

周知・啓発状況

(1) 説明会等開催及び参加者(平成25年3月～平成25年8月)

期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数
4月12日(金)	15:30～16:45	西合志南中学校体育館	PTA会員	西合志南中学校PAT総会でチラシを配付し説明	170
4月14日(日)	13:30～14:45	西合志中央小学校体育館	PTA会員	西合志中央小学校PAT総会でチラシを配付し説明(欠席者へも後日配付)	375
4月14日(日)	14:00～15:15	西合志東小学校体育館	PTA会員	西合志東小学校PAT総会でチラシを配付し説明	280
4月14日(日)	13:55～15:15	合志中学校体育館	PTA会員	合志中学校PAT総会でチラシを配付し説明	311
4月15日(月)	14:10～15:40	西合志中学校体育館	PTA会員	西合志中学校PAT総会でチラシを配付し説明	164
4月20日(土)	15:10～16:20	西合志南小学校体育館	PTA会員	西合志南小学校PAT総会でチラシを配付し説明	156
4月21日(日)	14:10～15:10	合志小学校体育館	PTA会員	合志小学校PAT総会でチラシを配付し説明	145
4月21日(日)	15:20～16:10	合志南小学校体育館	PTA会員	合志南小学校PAT総会でチラシを配付し説明	174
4月21日(日)	14:00～15:15	南ヶ丘小学校体育館	PTA会員	南ヶ丘小学校PAT総会でチラシを配付し説明	286
4月21日(日)	14:00～15:00	西合志第一小学校プレイルーム	PTA会員	西合志第一小学校PAT総会でチラシを配付し説明	65
5月12日(日)	13:30～14:00	みどり館	栄温泉団地区民	栄温泉団地区総会でチラシを配付し説明	86
6月 5日(水)	10:00～10:40	すずかけ台コミュニティセンター	すずかけ台老人会	地域公共交通出前講座での説明(チラシ配布・説明)	68
期間合計(H25.3～H25.8)					2,280
総合計(H22.4～H25.8)					4,738

取り組み状況  
(平成25年9月)

	<p>(2) 広報「こうし」への啓発記事の掲載(平成25年4月～平成25年9月)</p> <p>平成25年5月号 自治基本条例推進キャッチフレーズの募集を行ない、併せて自治基本条例について各章の構成等を説明し、自治基本条例により「市民参画と協働によるまちづくり」を進めていることを周知しました。</p> <p>平成25年5月号 まちづくり事業提案により提案された「市役所直行便ボックス設置事業」についての試行実施記事掲載時に、この提案が自治基本条例に定める「参画と協働によるまちづくり」を目指した提案制度によるものであることと、併せて、自治基本条例の内容や取り組み・まちづくりなどの説明に何う旨の呼びかけを行ないました。</p> <p>○ 市民参画による各種事業の記事を掲載するときは、自治基本条例キャッチフレーズを使い、自治基本条例により「市民参画と協働によるまちづくり」を進めていることを掲載し、条例の周知・啓発を行なっていきます。</p>
--	--

<p>取り組み状況 (平成26年3月)</p>	<p>周知・啓発状況</p> <p>(1) 説明会等開催及び参加者(平成25年9月～平成26年2月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 日</th> <th>時 間</th> <th>場 所</th> <th>対象者</th> <th>内 容</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月16日(水)</td> <td>19:00～19:30</td> <td>須屋市民センター</td> <td>須屋コミュニティ運営委員会</td> <td>運営委員会での説明(チラシ配付・説明)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>10月23日(水)</td> <td>19:00～19:30</td> <td>ヴィーブル2階研修室</td> <td>太陽グループ</td> <td>太陽グループ学習会での説明</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>11月2日(土)</td> <td>10:00～11:30</td> <td>ヴィーブル文化ホール</td> <td>市民</td> <td>第4回ボランティア表彰式で参加者へのチラシ配付・説明</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>1月12日(日)</td> <td>14:00～16:00</td> <td>ヴィーブル文化ホール</td> <td>新成人者</td> <td>平成26年成人式で新成人者へチラシを配布</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>1月18日(土)</td> <td>13:00～15:00</td> <td>ヴィーブル文化ホール</td> <td>市民</td> <td>男女共同参画まちづくり講座「気づき・うなづきフェスティバル」で参加者へのチラシ配付</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td colspan="5">期間合計(H25.9～H26.2)</td> <td>1,316</td> </tr> <tr> <td colspan="5">総 合 計(H22.4～H26.2)</td> <td>6,054</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 広報「こうし」への啓発記事の掲載(平成25年10月～平成26年3月)</p> <p>平成25年11月号 自治基本条例推進キャッチフレーズ決定の記事掲載を行ない、併せて自治基本条例により「市民参画と協働によるまちづくり」を進めていることを周知しました。</p> <p>平成25年12月号 男女共同参画まちづくり講座「気づき うなづきフェスティバル」開催周知記事の中で、自治基本条例推進キャッチフレーズを掲載し周知を行ないました。</p> <p>平成26年1月号 ボランティア表彰式開催記事の中で、自治基本条例推進キャッチフレーズを掲載し、併せて、自治基本条例の内容や取り組み・まちづくりなどの説明に何う旨の呼びかけを行ないました。</p> <p>平成26年2月号 事務事業検証会検討結果記事の中で、自治基本条例推進キャッチフレーズを掲載し周知を行ないました。</p> <p>○ 今後も、市民参画による各種事業の記事を掲載するときは、自治基本条例キャッチフレーズを使い、自治基本条例により「市民参画と協働によるまちづくり」を進めていることを掲載し、条例の周知・啓発を行なっていきます。</p> <p>(3) 各区(自治会)への周知を図るため、自治基本条例キャッチフレーズ入りの啓発ポスター(A4サイズ、ラミネート加工)を市内全区(自治会)へ配付し、公民館等への掲示を依頼しました。(平成25年12月)</p>	期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数	10月16日(水)	19:00～19:30	須屋市民センター	須屋コミュニティ運営委員会	運営委員会での説明(チラシ配付・説明)	8	10月23日(水)	19:00～19:30	ヴィーブル2階研修室	太陽グループ	太陽グループ学習会での説明	26	11月2日(土)	10:00～11:30	ヴィーブル文化ホール	市民	第4回ボランティア表彰式で参加者へのチラシ配付・説明	240	1月12日(日)	14:00～16:00	ヴィーブル文化ホール	新成人者	平成26年成人式で新成人者へチラシを配布	442	1月18日(土)	13:00～15:00	ヴィーブル文化ホール	市民	男女共同参画まちづくり講座「気づき・うなづきフェスティバル」で参加者へのチラシ配付	600	期間合計(H25.9～H26.2)					1,316	総 合 計(H22.4～H26.2)					6,054
	期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数																																											
10月16日(水)	19:00～19:30	須屋市民センター	須屋コミュニティ運営委員会	運営委員会での説明(チラシ配付・説明)	8																																												
10月23日(水)	19:00～19:30	ヴィーブル2階研修室	太陽グループ	太陽グループ学習会での説明	26																																												
11月2日(土)	10:00～11:30	ヴィーブル文化ホール	市民	第4回ボランティア表彰式で参加者へのチラシ配付・説明	240																																												
1月12日(日)	14:00～16:00	ヴィーブル文化ホール	新成人者	平成26年成人式で新成人者へチラシを配布	442																																												
1月18日(土)	13:00～15:00	ヴィーブル文化ホール	市民	男女共同参画まちづくり講座「気づき・うなづきフェスティバル」で参加者へのチラシ配付	600																																												
期間合計(H25.9～H26.2)					1,316																																												
総 合 計(H22.4～H26.2)					6,054																																												

<p>取り組み状況 (平成26年9月)</p>	<p>周知・啓発状況</p> <p>(1) 説明会等開催及び参加者(平成26年3月～平成26年8月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 日</th> <th>時 間</th> <th>場 所</th> <th>対象者</th> <th>内 容</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年7月28日(月)</td> <td>10:00～11:30</td> <td>泉ヶ丘公民館</td> <td>泉ヶ丘老人会</td> <td>公共交通(坂田主査)説明時配付</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>平成26年8月7日(金)</td> <td>10:00～11:00</td> <td>みどり館</td> <td>栄温泉団地老人会</td> <td>公共交通(坂田主査)説明時配付</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td colspan="5">合 計</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 広報「こうし」への啓発記事の掲載(平成26年4月～平成26年9月)</p> <p>平成26年5月号 統計調査登録調査員募集記事の中で、自治基本条例推進キャッチフレーズを掲載し、自治基本条例により「市民参画と協働によるまちづくり」を進めていることを周知しました。</p> <p>○ 市民参画による各種事業の記事を掲載するときは、自治基本条例キャッチフレーズを使い、自治基本条例により「市民参画と協働のまちづくり」を進めていることを掲載し、条例の周知・啓発を行っていきます。</p>	期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数	平成26年7月28日(月)	10:00～11:30	泉ヶ丘公民館	泉ヶ丘老人会	公共交通(坂田主査)説明時配付	15	平成26年8月7日(金)	10:00～11:00	みどり館	栄温泉団地老人会	公共交通(坂田主査)説明時配付	29	合 計					44
	期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数																			
平成26年7月28日(月)	10:00～11:30	泉ヶ丘公民館	泉ヶ丘老人会	公共交通(坂田主査)説明時配付	15																				
平成26年8月7日(金)	10:00～11:00	みどり館	栄温泉団地老人会	公共交通(坂田主査)説明時配付	29																				
合 計					44																				

周知・啓発状況

(1) 説明会等開催及び参加者(平成26年9月～平成26年3月)

期 日	時 間	場 所	対象者	内 容	参加者数
平成26年11月8日(土)	10:00～11:10	ヴィーブル 文化ホール	市民	ボランティア表彰時説明(牧野主幹)	200
平成27年1月11日(日)	14:00～16:00	ヴィーブル 文化ホール	新成人者	平成27年成人式にてチラシ配布	484
平成27年2月15日(日)	10:00～12:00	ヴィーブル研修室	市民	次期総合計画市民説明会時説明	25
平成27年2月22日(日)	10:00～12:00	西合志図書館集会室	市民	次期総合計画市民説明会時説明	29
合 計					738

(2) 広報「こうし」への啓発記事の掲載(平成26年10月～平成27年3月)

- 平成26年10月号 事務事業検証会開催お知らせ記事の中で、自治基本条例推進キャッチフレーズを掲載しました。
- 平成26年12月号 ボランティア表彰式と自治基本条例推進員公募の記事の中で、自治基本条例推進キャッチフレーズと自治基本条例により「市民参画と協働によるまちづくり」を進めていることを周知しました。
- 平成27年 2月号 事務事業検証会結果報告の記事の中で、自治基本条例推進キャッチフレーズを掲載しました。
- 平成27年 3月号 人材バンク啓発記事の中で、自治基本条例推進キャッチフレーズと自治基本条例により「市民参画と協働によるまちづくり」を進めていることを周知しました。

○市民参画による各種事業の記事を掲載するときは、自治基本条例キャッチフレーズを使い、自治基本条例により「市民参画と協働のまちづくり」を進めていることを掲載し、条例の周知・啓発を行います。

取り組み状況  
(平成27年3月)